

令和3年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 議案補充説明

ページ

議案第39号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」・・・ 1

II 所管事項説明

- 1 新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの取組と今後の対応について・・・ 3
- 2 『令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における県有施設の見直しについて（教育委員会所管分）・・・ 17
- 3 県立高等学校生徒募集定員の策定について・・・ 25
- 4 県立高等学校の活性化について・・・ 31
- 5 不祥事根絶に向けた対応策について・・・ 37
- 6 特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン（第二期）」（案）について・・・ 41
- 7 少人数指導の検証と今後の取組について・・・ 43
- 8 県立高等学校におけるICTを活用した学びについて・・・ 45
- 9 いじめの防止に係る取組について・・・ 48
- 10 今後の部活動について・・・ 54
- 11 三重県総合教育会議の開催状況について・・・ 57
- 12 審議会等の審議状況について・・・ 61

別冊1 三重県教育委員会特定事業主行動計画女性活躍推進アクションプラン（第二期）（案）

令和3年3月16日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第39号

「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

令和3年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 令和3年度の児童生徒数および学級数（予算時の見込数）

令和2年度に比べ、児童生徒数3,107人の減、学級数15の減となる見込みです。

① 児童生徒数

(人)

	令和2年度	令和3年度	増減
小学校	91,181	89,279	△1,902
中学校	45,534	45,740	206
高等学校（収容定員）	38,440	36,960	△1,480
特別支援学校	1,803	1,872	69
計	176,958	173,851	△3,107

② 学級数

(学級)

		令和2年度	令和3年度	増減
小学校	普通学級	3,250	3,203	△47
	特別支援学級	884	906	22
中学校	普通学級	1,323	1,321	△2
	特別支援学級	318	351	33
高等学校		960	923	△37
特別支援学校		478	494	16
計		7,213	7,198	△15

(2) 教職員定数（条例定数）の内訳

- ・ 教職員の定数は、国で定める定数（法定数）と県単独措置による定数（県単定数）からなっています。
- ・ 法定数については、令和2年度に比べ、学校の統廃合、児童生徒数の減、特別支援学級の増および研修等定数の増により、小学校では95人の減、中学校では33人の増、高等学校では123人の減、特別支援学校では27人の増となり、県全体で158人の減となります。
- ・ また、県単定数については、令和2年度に比べ、小中学校においては、小学校で6減、中学校では2減となります。県立学校においては、高等学校においては、休業等補充者の減、元現業職員の退職不補充により9人の減、特別支援学校は3人の減となります。県全体では20人の減となります。
- ・ 以上のことから、令和3年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり令和2年度に比べ、178人の減で、合計15,035人となります。

[教職員定数（条例定数）の内訳]

	令和2年度			令和3年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	6,815	67	6,882	6,720	61	6,781	△95	△6	△101
中学校	3,595	68	3,663	3,628	66	3,694	+33	△2	+31
高等学校	3,247	130	3,377	3,124	121	3,245	△123	△9	△132
特別支援学校	1,240	51	1,291	1,267	48	1,315	+27	△3	+24
合 計	14,897	316	15,213	14,739	296	15,035	△158	△20	△178

3 施行期日

令和3年4月1日

1 新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの取組と今後の対応について

1 これまでの取組

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症への対応として、3月からの臨時休業、学校再開に向けた分散登校、再開後の感染症の発生への対応など、子どもたちを取り巻く学習環境や日常生活が大きく変化する中、県内外の感染状況や国の方針などをふまえ、子どもたちの安全を第一に、感染防止対策の徹底と学びの継続の両立に取り組んできました。

また、学校における新型コロナウイルス感染症対策は、これまでに経験のない対応を求められ、当初は市町との情報共有も円滑にできない部分もありましたが、その後、ガイドラインを示すなど市町教育委員会と連携しながら対応を積み重ねてきました。

(1) 臨時休業中および学校再開に向けた取組

①臨時休業中の取組

(児童生徒の状況把握)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、3月に全国一斉の臨時休業措置がとられた際には、休業中の児童生徒の健康管理の徹底と状況把握、学校から家庭への連絡体制の確保に努めました。

4月からは学校を再開しましたが、県内や近隣県の感染状況をふまえ、4月15日から再び休業としました。

(家庭学習・オンライン学習)

その間の家庭学習については、紙の教材やテレビ放送、オンライン教材等を活用して、学校の状況に応じて学習が進められるよう努めました。県立学校では、5月中旬からオンラインによる授業やホームルームを実施し、学びの継続に取り組みました。その際、パソコンやスマートフォンを所持していない生徒には、端末を貸与し支援しました。

各県立学校では、教職員が主体となってオンライン教育に係る校内研修を実施し、授業の配信や教材の作成などの取組が進められました。

特別支援学校では、家庭でオンラインにより学習するためには、保護者が付き添う必要のある児童生徒も多いことから、保護者の負担となったとの声もありました。また、休業中に家庭で過ごすことが難しい児童生徒もいることに配慮し、感染防止対策を徹底したうえで、必要最小限の人数に絞って登校するなどの対応を行いました。

小中学校では、一部の学校で授業の同時配信を行ったり、教員がオンデマンド教材を作成して配信するなど、工夫した取組が見られました。

臨時休業中の学習面や生活面について、高等学校生徒および小中学校の保護者に実施したアンケートでは、「臨時休業中に生活のリズムが崩れた」「学習時間が減少した」などの回答がありました。

②学校再開に向けた取組

5月下旬からは、県内外の感染状況や国が示した考え方をふまえ、時間帯や日によって学年や学級を順次変えるなどの分散登校により、段階的に学校教育活動を再開しました。

再開にあたっては、マスクの着用など基本的な対策の徹底と県立学校へのマスク、消毒液の配備、通学時の「三つの密」を避けるためのスクールバスの増便を行いました。

特に、特別支援学校については、スクールバスの増便とともに、児童生徒の安全確保のため個別の配慮が必要なことから、乗車前の健康観察表による確認、座席の指定と距離の確保、換気の徹底などを行いました。

(2) 学習支援

①臨時休業をふまえた対応

学校を再開した際には、休業期間中の児童生徒の学習状況、生活リズムを確認し、補充学習が必要な児童生徒には、負担も考慮しながら指導を行うなど一人ひとりに寄り添った対応を行いました。

学校では、年間指導計画を見直し、行事の見直し・規模縮小や長期休業の短縮等による授業確保に努めました。

②オンラインの活用

県立高校では、臨時休業時の取組を生かして、休業措置を行った際や感染等により出席停止となった生徒に加え、不登校の生徒へのオンラインによる学習支援に取り組みましたが、不登校の生徒への支援は一部の学校にとどまっている状況です。

県教育委員会では、臨時休業の措置が行われた際などに、全市町で取組が進むよう、オンライン授業に関する学校の取組事例をまとめた実践ガイド集を各市町教育委員会に提供しました。

③学習の定着支援

県教育委員会では、児童生徒の学習に遅れが生じないように、補充的な学習支援等を行う学習指導員を配置する市町の取組を支援するとともに、県立学校および小中学校に消毒作業や健康観察、教材準備の補助等を行うスクール・サポート・スタッフを配置しました。また、小中学校への非常勤講師の配置を拡充するとともに、地域での学習支援や外国人児童生徒への支援に取り組む市町を支援しました。

10月には、子どもたちの学習内容の定着状況を確認できるよう、基本問題で構成したワークシート集等を市町教育委員会に提供するなど、年度内での学習内容の確実な定着に向けた市町の取組を支援しました。

(3) 教育活動の継続

(ガイドラインの策定)

県立学校における臨時休業を解除し学校を再開するにあたり、学校において新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策をとりつつ、教育活動を可能な限り継続させるため、文部科学省の衛生管理マニュアルに加え、県教育委員会でも「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を5月に独自に策定し、登下校時や授業における対策など、児童生徒が不安なく登校できるよう努めてきました。

また、県全体で感染防止や学びの継続の取組が進められるよう、県の方針、県立学校におけるガイドラインを速やかに市町教育委員会に提供してきました。

ガイドラインは、文部科学省や三重県の感染症対策の方針、県内外の感染状況をふまえ、夏季休業明けや、他県で部活動や寮でのクラスターが発生したことをふまえた対応、10月以降の児童生徒および教職員の感染者の増加への対応など随時改訂を行っています。

8月には、熱中症のリスクのある場合など、マスクを着用する必要のない場合の要件や学校において感染者等が発生した場合の対応を示しました。

(感染が確認された際の対応)

児童生徒または教職員がPCR検査を受けることとなった場合、県教育委員会も関わりながら、臨時休業の実施、行動履歴、児童生徒および保護者への連絡、児童生徒への指導等の対応について事前に協議・確認しています。

感染が判明した場合、学校は、事前に確認しておいた対応を速やかに実施するとともに、保健所に必要な情報を提供し、保健所と相談のうえ教育活動をできる限り継続できるようにしています。

(県立学校の安全対策)

安全に教育活動ができるよう、県立学校において、特別教室等の空調設備の整備、水道の自動水栓化、教室の換気対策のための網戸の設置などを行いました。

(家庭での感染増加への対応)

12月には、児童生徒の家庭での感染が増加し、学校での感染症対策だけでは、感染拡大を防ぐことが難しいことから、児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合の学校への連絡および同居家族の陰性が確認されるまでの当該児童生徒の自宅待機について依頼することとしました。

(特別支援学校における取組)

特別支援学校では、こうした取組に加えて、医療的ケアを必要とする児童生徒については、必要に応じて主治医や学校医に相談のうえ、個別に登校を判断し、ケアの実施にあたっては、手指消毒や使い捨てゴム手袋の使用を徹底しました。

また、給食時の配膳を可能な限りあらかじめ教職員が行うことや、食堂（ランチルーム）に加え、普通教室や空き教室等を活用し感染リスクの低減に取り組みました。

このように家庭の協力を得ながら、子どもたちや教職員が日常の感染防止対策に徹底して取り組むことにより、万が一感染症が発生した場合においても、感染拡大を防ぎ、臨時休業が長期に及ばないように取り組んでいます。

一方で、基礎疾患があったり、感染リスクの高い家族がいたりする場合や、学校において感染が確認された場合など、感染への不安から登校を控えた児童生徒もいました。

(4) 部活動に係る取組

①部活動における感染予防対策の徹底と継続に向けた取組

部活動の実施については、3月2日以降の臨時休業期間中は部活動を休止し、6月以降の再開後は自校内の活動から校外での活動等へ段階的に実施しました。

また、県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインにおいて、部活動参加者の健康管理の徹底や宿泊、県外への移動を伴う活動での留意事項を明記し、その順守を徹底するとともに、市町教育委員会に提供し、共有を図りました。

その後も、県内外での宿泊を伴う活動や県外での活動について、県内外の感染状況をふまえて対応してきました。

12月から1月にかけて高等学校部活動におけるクラスターが2件発生したことや1月中旬の三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」の発出を受け、県外での活動や他県から来県した練習試合等について3月7日までは中止または延期することとしました。

また、各学校では、部活動の実施に際して、ガイドライン等に基づき感染防止対策を講じてきましたが、2件のクラスターが発生したことをふまえて、飲食や休憩、移動など居場所の切り替わりの場面で感染リスクが高まる可能性があることから、県内での活動については、自校内での活動とし、昼食を伴わない午前または午後のみ活動としました。

②全国大会の中止とそれに伴う代替大会の開催

今年度は全国高等学校総合体育大会などの全国規模の大会やこれにつながる三重県高等学校総合体育大会が中止となりました。これまで熱心に取り組んできた生徒の思いに伝えるため、関係者が協議を重ね、競技ごとに感染症対策を大会要項に規定し、大会運営において徹底しながら、最終学年生徒の部活動成果の発表の場として代替大会が開催されました。

(5) 修学旅行に係る取組

修学旅行については、児童生徒の思い出に残る重要な行事であることから、各学校では実施時期の延期や目的地の変更など工夫して取り組みました。

こうした中で、小中学校では、多くの学校が県南部地域活性化局および観光局による補助金を活用して、県内での修学旅行を実施しました。

一方で、全国的な感染状況が変化し、予測することが困難であったことから、実施する直前まで判断できなかったこともあり、県立高校では、修学旅行を3学期に予定していたものの、感染拡大の影響で来年度に延期せざるを得なくなった学校もあります。

公立小中学校、県立学校の今年度の修学旅行の実施状況については、以下のとおりです。

①公立小中学校の実施状況

学校種	学校数 (義務教育学校含む)	修学旅行を実施した学校		今年度中に修学旅行を実施予定	令和3年度に延期する学校※1	当初より今年度実施予定のない学校※2
		県内	県外			
小学校	348	344	344	0	0	4
中学校	151	143	105	2	6	0
合計	499	487	449	2	6	4

※1 対象学年が中学2年生で、今年度の実施は見送り、来年度実施予定。

※2 小規模校のため、隔年実施。

②県立高等学校の実施状況

課程	学校数	修学旅行を実施した学校			今年度中に修学旅行を実施予定	令和3年度に延期する学校	今年度修学旅行を実施しない学校	当初より今年度実施予定のない学校※1
		県内	県外	合計				
全日制	54	3	14	17	1	35	1	0
定時制	11	1	1	2	0	2	5	2
通信制	2	0	0	0	0	0	2	0
合計	67	4	15	19	1	37	8	2

※1 複数年に1回実施。

③県立特別支援学校の実施状況

学部	学校数	修学旅行を実施した学校			令和3年度に延期する学校	当該学年の児童生徒が在籍していないため実施しなかった学校	生徒、保護者の意向をふまえて、障がい特性や疾患により感染リスクが高まることから中止した学校
		県内	県外	合計			
小学部	17	10	0	10	0	5	2
中学部	17	11	3	14	0	1	2
高等部	17	9	2	11	3	2	1

(6) 高等学校入学者選抜に係る取組

①受検機会の確保に向けた取組

今年度は長期の臨時休業があったことから、前期選抜の学力検査の出題範囲を縮小しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により前期選抜、後期選抜および追検査が受検できなかった志願者については、追々検査を設け受検機会を確保しました。

今年度の前期選抜では、新型コロナウイルス感染症の影響により本検査を受けられず、追検査を受検した志願者は3名ありました。後期選抜では、新型コロナウイルス感染症の影響により受検できなかった志願者はありませんでした。

②Webによる合格者発表

3月18日の合格者発表については、各高等学校での掲示板による発表方法に加え、学校情報ネットワークの専用Webページに合格者の受検番号を掲載します。

(7) 高校生の就職支援に係る取組

年度当初に就職アドバイザーを3名増員して計15名を就職希望者の多い高等学校に配置するとともに、各高等学校では、進路担当者と担任を中心に、経済状況が厳しい中でも生徒の進路を実現するための支援体制を整えました。

今年度の採用選考は例年より1か月遅い10月16日から開始されたため、10月末に内定に至らなかった生徒が多い学校には、就職アドバイザーを集中して配置し、進路担当者ととともにさらなる求人開拓を行いました。

また、生徒がさまざまな企業から直接話を聞く機会として、11月に三重労働局による就職面接会、12月に県教育委員会が主催する合同就職面接会を開催しました。

さらに、1月以降も三重労働局および公共職業安定所と連携し、就職を希望するすべての高校生の進路実現に取り組んでいます。

今年度は生徒が企業を訪問する機会が少なかったことから、来年度は早い段階から各校の教員や就職のコーディネーターが就職先を訪問し、企業担当者に職場での様子を丁寧に確認し、継続して職場で活躍できるよう支援します。

また、特別支援学校では、教員や雇用関係機関が就職先を訪問して職場での様子を把握し、本人の特性に応じた仕事内容や職場環境について企業と相談するなど、安心して働き続けられるよう一人ひとりの状況に応じた支援に取り組めます。

【令和3年3月県立学校卒業予定者の就職内定率（2月末現在）】

県立高等学校（全日制・定時制） 98.5%

県立特別支援学校高等部卒業予定者 94.7%

（8）偏見やいじめ・差別をなくすための取組

①ネットパトロールの実施

新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守るため5月15日からネットパトロールを毎日（平日）実施しています。

検知された書き込みは、2月末現在で157件となっています。いじめにつながるようなものや個人が特定される書き込みはありませんが、その多くは、どこの学校で感染者が出たのかなど感染者情報に関するものや、近所で感染者がでたことが怖いなどの書き込みです。

県教育委員会では、報告内容を学校や市町教育委員会と共有するとともに、警察等の関係機関と連携して対応しており、書き込みが削除されるよう法務局に要請を行った事例もあります。また、報告された書き込みから誹謗中傷や人権侵害につながる書き込みが広がっていかないか該当のサイトを継続して注視しています。

「校種別・月別 検知件数」

（単位：件）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
小学校	7	0	10	0	0	0	0	3	5	7	32
中学校	3	0	9	10	4	1	4	4	4	3	42
県立学校	2	1	0	2	1	8	14	6	27	2	63
その他(複数校に係る書込)	0	0	0	0	0	0	10	1	9	0	20
合計	12	1	19	12	5	9	28	14	45	12	157

②アプリ「ネットみえ〜る」の運用

SNSで児童生徒に関わるいじめや不適切な書き込みを発見した場合に、その書き込みをスクリーンショットで撮り、その画像や被害に係る情報を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を6月23日から利用開始しています。

アプリのダウンロード数は2月末現在で3,148件となっています。投稿は242件ありますが、そのうち、子どもに関わる投稿は89件です。

投稿内容については、市町教育委員会と学校に共有し、事実確認のうえ、被害児童生徒を守る対応をとるとともに、加害児童生徒が特定された場合は、加害児童生徒に対して指導します。

緊急を要する投稿については、児童生徒の安全の確認、心のケアを最優先に、家庭、学校、市町教育委員会、場合によっては警察等の関係機関と連携して対応します。

③人権学習指導資料を活用した学習

児童生徒が不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルス感染症に係る偏見やいじめ・差別に気づき、それらをなくすための行動がとれる力を身につけるよう、5月に人権学習指導資料「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」を作成するとともに、9月には、学習指導資料その2として「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」を作成しました。

これら資料については、県内すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に配付し、各学校の実態に合わせて活用されています。

10月に県立高校の教諭が、生徒の家族が新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けていることを認識していながら、生徒の心情を傷つける発言をしました。生徒の人格を否定する発言はもとより、生徒の人権侵害や差別となる言動は決して許されるものではないことから、臨時の県立学校長会議において、各学校で教職員の人権研修を実施し、さまざまな背景や思いを抱える生徒がどう受け止めるかを考えて指導することを教職員に徹底するよう指示しました。

2 県内公立学校の感染状況（2月末現在）

令和2年2月末現在の月別の感染状況は次のとおりです。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	計
小学校	1	0	0	1	6	0	4	6	5	22	7	52
中学校	0	0	0	3	7	2	3	6	9	22	5	57
県立学校	0	0	0	0	3	2	2	4	10	24	1	46
児童生徒計	1	0	0	4	16	4	9	16	24	68	13	155
教職員	0	0	0	1	0	1	1	3	11	8	3	28
計	1	0	0	5	16	5	10	19	35	76	16	183

県内全体で感染者数が増加した11月以降、特に年末年始の児童生徒の感染者数が増加しています。

また、教職員については、28名の感染者のうち正規教員が11名、講師が10名、介助員、学習支援員などが7名となっています。

【参考】

全国および本県の児童生徒の感染状況

（令和2年6月1日から令和3年1月31日まで）

児童生徒	全国の感染者数（人）	三重県の公立小中高校・特別支援学校の感染者数（人）	全国の感染割合（％）	三重県の公立小中高校・特別支援学校の感染割合（％）
小学校	4,164	44	0.07	0.05
中学校	2,874	52	0.10	0.12
高等学校	4,897	44	0.24	0.12
特別支援学校	172	1	0.12	0.06
合計	12,107	141	0.11	0.08

注1：全国の感染者数は、文部科学省が2月に公表したもので、三重県の感染者数、感染割合は、公立小中高校・特別支援学校を対象。

注2：感染割合は、令和2年度学校基本調査の児童生徒数をもとに算出。

3 新型コロナウイルス感染症に係る生徒および保護者へのアンケート結果

(1) 県立高等学校生徒へのアンケート結果

新型コロナウイルス感染症の影響により、長期にわたる臨時休業など、学校の教育活動がさまざまな影響を受けたことをふまえ、生徒の学校生活や家庭生活等への影響を把握し、来年度以降の取組に生かすため、令和3年2月に8校9課程の2年生を対象にアンケート調査を実施し、1,781名から回答を得ました。

アンケートの調査結果の概要は、次のとおりです。

①臨時休業中（4～5月）の状況について

学習面では、57.8%の生徒が、「臨時休業中に家庭で受けたオンライン（ライブ配信の）授業や、学校から配信されるオンデマンド講座（教員が録画した解説動画等）」はわかりやすかったと回答しています。また、57.0%の生徒が、「家庭での自主学習（与えられる課題以外の学習）の時間が増えた。」と回答しています。

「家族との会話が増えた。(70.3%)」など、家族との関わりが増えた生徒が、多くいたことが伺われます。また、87.6%の生徒が「趣味に費やす時間が増えた。」と回答しました。一方、「臨時休業の長期化により生活のリズムが崩れた」という問いに対し、約6割の生徒が、また、「自宅で過ごす時間が長くなり、規則正しい食生活を送れなかった。」という問いに対し、約4割の生徒が「そう思う」「ややそう思う」と回答しました。

②臨時休業後（6月以降）の状況について

学習面では、56.0%の生徒が、昨年度（1年時）に比べ、ICT（パソコン、スマートフォン、タブレットなど）を活用する学習（家庭学習を含む）に取り組む時間が増えたと回答し、62.4%の生徒が、授業の進度が速くなったと感じています。

「臨時休業が終わり、会えなかった友だちと再び会えるようになり、昨年度と比べ、学校が楽しく思えた。」という問いに対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した生徒は約65%でした。

③学校行事や長期休業の短縮について

約8割の生徒が、学校行事について、中止や延期、規模の縮小、内容の変更などがあったのは残念だったと感じています。また、約7割の生徒は、その対応については仕方がないと理解を示しています。夏休みが短縮されたことにより、例年実施していたことができなくなったと感じている生徒が約4割おり、その内容は、部活動や旅行、オープンキャンパス、自主学習、ボランティア活動、趣味など多岐に及んでいます。

④感染症防止対策について

ほとんどの生徒が、手指消毒、校外でのマスク着用をきちんと行っており、約8割の生徒がソーシャルディスタンスを意識した行動をとっていると回答しています。新しい生活様式をふまえた学校生活となったことで、昨年度までと比べ、よいこともあったと感じている生徒は、2割程度でしたが、体調管理や予防など生徒の健康に対する意識の高まりや、学校の感染症対策の徹底や行事の工夫等を肯定的に捉えている声もあります。

(2) 小中学校児童生徒の保護者へのアンケート結果

新型コロナウイルス感染症が学習面や生活面などにおいて子どもたちにどのような影響を与えたか、また、学校の感染症対策や学習指導、長期休業の短縮などについて、令和3年1月に三重県PTA連合会役員の方々に記述式アンケートをお願いし、18名から回答がありました。

主な意見は、次のとおりです。

①保護者から見た子どもたちへの影響

ア) 学習面について

- ・いつも家に閉じこもりで、集中力が欠けているように見える。
- ・学習時間は極端に減った。
- ・自己管理できる子どもでなければ家庭での学習は難しい。
- ・わからないときに先生にすぐ聞けない時期があったので、ネットなどの活用ができるが良い。
- ・小学校卒業後の中学校生活への切り替えがうまくできなかった。

イ) 生活面について

- ・ゲーム、テレビ等の時間が増えた。
- ・就寝時間・起床時間が不規則になっていた。
- ・食事の時間が不規則。

ウ) 精神面や体力面について

- ・交友関係も少なくなり気持ちが少し塞がってきているようだ。
- ・家から出ることが少なくなったため、ストレスが溜まっている。
- ・コロナ禍における社会情勢、感染リスクなど子どもながらに不安を抱えた生活であり、今後の情緒等への影響が心配。
- ・子どもたちの運動不足による体重増加や体力低下、部活動・習い事の活動制限による意欲低下。

②今年度の学校の対応における課題や来年度への提案

ア) 学校の感染症対策について

- ・感染症対策は十分に実施されている。
- ・マスク、手洗い、うがいを徹底してほしい。
- ・学校への登校に関して、すべての児童が行かないのではなく、半分、若しくは3分の1が交互に登校する等、密にならない状態を作るのが大事なのではないか。
- ・教室内での密を避けることを考えれば、少人数クラスへの移行が不可欠。
- ・学校の取組を保護者へ通知してもらえるとありがたい。

イ) 学校の授業や家庭学習の指導について

- ・コロナ休校になっても、授業が継続できるようなICT化を進めてほしい。
- ・保護者や子どもたちに対して、正確な情報をいち早く提供をいただくとともに、双方向性のオンライン学習への取組などを前倒しで実施を。

- ・保護者会や学年懇談会などを、オンラインやハイブリッド方式で実施できるよう設備やIT推進員の増配などを検討してほしい。
- ・家庭学習を宿題で補うのは無理がある。教師の訪問、リモートなどでの対話が必要。
- ・家庭学習は進んでできる子とできない子の差がついてくると思うので、しっかりとしたカリキュラムを作してほしい。

ウ) 学校の休業や夏休み・冬休みの短縮について

- ・各休みの短縮は、仕方がない。
- ・授業の遅れなどのため仕方がないが、夏は特に暑い中での登校が心配。
- ・今後、休業となった場合は規則正しい生活が送れるように、Web授業やミーティング等取り入れてほしい。
- ・休み中の先生による生活・学習のフォローをリモートでもいいので多くしてほしい。
- ・連絡等をしっかり生徒や家庭ととってもらいたい。

エ) 修学旅行・体育祭（運動会）等の行事について

- ・中止はやめてあげてほしい。修学旅行の行き先を三重県内に変更したことは結果としてよかったと思う。自分たちの生まれ育った地域をあらためて知るという意味も含め、今後も継続していく自治体があるといいと思う。
- ・修学旅行、体育祭、運動会については、子どもたちのかけがえのない思い出、体験学習の機会であることから、可能な限り実施をお願いする。
- ・学校行事は、子どもたちが主役です。制限してでも行えるよう、子どもたちの意見も取り入れてあげてほしい。
- ・情勢に応じた柔軟な対応が出来るのが1番いいと思う。今年の修学旅行に関しては、子どもたちは県内で楽しんで過ごせたみたいで良かったと思う。
- ・保護者の参観や見学などできなかったのでWeb中継や配信など、今後考えてほしい。

オ) その他（自由記載）

- ・進路説明会やオープンスクールが例年どおりでなかったのも、子どもたちも保護者も高校選びに悩んだ。
- ・苦しい中でも中学校の部活動を極力実施してもらったのは大変良かった。子どものモチベーション維持にもなったし、社会性の学習という点でもありがたかった。
- ・今後、一斉休校はしないほうがいいと思う。リモートでやるとしても親が家にいない家庭では難しいと感じる。
- ・保護者、学校関係者、教育行政、地域の方など、「学校」に関係する皆さんが、オンラインでミーティングや意見交換ができる機会があればいいかと思う。

4 今後の対応

県教育委員会では、今年度の対応や生徒、保護者からの意見もふまえ、感染防止対策の徹底と学びの継続の両立に向けて以下の取組を進めていきます。

(1) 感染症対策と教育活動の継続

- ・今後も手指消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、毎日の体温報告などの健康管理等の感染防止対策を適切に実施しながら、県内の感染状況、最新の知見、国の方針などをふまえ、児童生徒の教育活動が継続できるよう対応していきます。
- ・教員への支援体制が整い、児童生徒が安全で安心して学校生活を送られるよう、スクール・サポート・スタッフをすべての公立学校に配置します。
- ・感染が発生した場合に、保護者に対し学校の対応をきめ細かく伝え、児童生徒が安心して登校できるようにしていきます。
- ・学校行事については、今年度実施できなかったものもあることから、感染症対策を徹底のうえ、児童生徒が実施方法を考えるなど、工夫した事例も共有しながら、児童生徒の活動が充実したものとなるよう取り組んでいきます。

(2) 学習支援

- ・県立高校において、ICT環境を活用し、一人ひとりに応じた基礎学力の定着に取り組むとともに、感染症や災害発生時の緊急時における学びの継続、不登校の生徒への学習支援に係るオンライン教育の取組を進めます。
- ・オンデマンド動画について、生徒から自分のペースで繰り返し学習できるとの評価があったことから、積極的に学習に取り組めるよう教材の活用を進めます。また、オンラインによる学校間や企業・大学等との交流に取り組みます。
- ・令和3年度以降小中学校で整備される一人一台端末を活用し、小中学校で年度の初めから学力の定着に向けて、子ども一人ひとりの状況に応じた丁寧な指導が実施できるよう、学習指導員の配置を行います。
- ・就職を希望する生徒の進路実現に向けて、早い時期から就職実現コーディネーターを活用して、求人開拓や進路相談等に取り組みます。

(3) 偏見やいじめ・差別をなくすための取組

- ・ネットパトロールやアプリ「ネットみえ〜る」などの取組を引き続き進めるとともに、これらの取組から得られた事例等に基づき、児童生徒がいじめや誹謗中傷について自ら考え、学ぶことができる教材を作成し、各学校に提供します。
- ・不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーについて各学校への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校や教育支援センターにも配置します。また、児童生徒の日常的な相談に対応するため、新たに教育相談員を中学校と高校に配置します。

- ・ 県立学校において、感染症に関わり教職員による児童生徒の心情を傷つける発言があったことを受け、教職員一人ひとりが自らの言動が児童生徒に与える影響の大きさを認識し、日々の教育にあたるよう、県教育委員会、学校での各種研修において徹底します。

2 『令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における 県有施設の見直しについて(教育委員会所管分)

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(平成29年6月～令和2年3月)での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、「第三次三重県行財政改革取組」において、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しに取り組むとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
22	鈴鹿青少年センター ＜指定管理＞	<p>民間活力の導入(PPP/PFIなど)</p> <p>当該施設は、自然に親しむ機会を青少年に提供するため昭和59年に建設され、宿泊・自然体験活動等を実施している。</p> <p>学校・クラブ等による青少年の健全育成を目的とした利用を基本としつつ企業・家族等の利用が一定数を占めていること、指定管理料の削減に努めてきたものの依然として多額の維持管理費がかかっていること、鈴鹿青少年の森に隣接し好立地にあり子どもの集団宿泊・体験活動の場としての機能を果たす民間による活用も考えられることを考慮し、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.8 「平成30年度第1回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、民間事業者から民間活力の導入について意見を聴取 ・H30.11 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、県土整備部とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取 ・R1.6～R2.1 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を実施 ・R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取 ・R2.9 民間事業者の新型コロナウイルスの影響や投資意欲についてヒアリングを実施 ・R3.2 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業者の公募準備を開始(アドバイザー業務契約締結) <p>【課題】</p> <p>より魅力のある事業者や自由度の高い民間提案を引き出すことが可能となるよう、民間事業者と意見交換を行いながら、事業者公募の準備を進めていく必要がある。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> R3.7 事業者公募 R3.12 事業者契約 R4.9 リニューアルオープン 	教育委員会

鈴鹿青少年センターの見直しについて

1 経緯

鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）、および鈴鹿青少年の森（以下「森公園」という。2施設併せて「両施設」という。）は、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の中で、「県有施設の見直し」の対象となり調査・検討を進めてきました。検討にあたっては、平成30年度には複数の先行事例調査や民間事業者からの意見収集を行い、令和元年度には森公園との一体的な民間活用について民間活力導入可能性調査および有識者意見交換会を実施しました。

それらの結果、両施設は官民連携手法により事業を進めていく立地ポテンシャルを有していることが明らかとなり、両施設の見直しの方向性を「民間活力の導入（PPP/PFIなど）」としました。

今年度は、8月～9月にコロナ禍による市場影響を見定めるための民間事業者ヒアリングを実施した後、官民連携手法にて手続きを進めていくための「アドバイザリー業務委託」を2月に契約し、令和3年度後半に予定する本事業の契約締結に向け手続きを進めているところです。

●アドバイザリー業務委託の概要

業務名称：鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営PFI等

アドバイザリー業務委託

契約相手方：株式会社 長大 三重営業所

契約期間：令和3年2月～令和4年3月 契約金額：29,700千円（税込）

2 実施方針および要求水準書（案）の概要

本事業は、センターの改修と森公園の施設整備、および両施設の運営管理を一括で実施しようとするものであり、本事業実施に関する考え方をまとめた「実施方針」を4月中に公表します。あわせて、県が民間事業者を求める施設整備および運営サービスの最低水準を記した「要求水準書（案）」を公表します。現時点での概要は、[資料1](#)のとおりです。

3 公募前意見交換の結果概要

実施方針および要求水準書（案）に記載する条件や水準設定に関して、民間事業者の意見や、現時点における課題や市場ニーズ等を掴むため、2月中旬に民間事業者と「公募前意見交換」を実施しました（コロナ禍でもありWeb会議方式で個別に実施）。

主な意見については、次のとおりです。

今後、これら意見もふまえ、実施方針および要求水準書（案）の作成を進めていきます。

【意見概要】

(全体運営期間について)

- ・全体運営期間としては15年～20年が妥当。
- ・全事業一体契約とするなら、センターの大規模更新(各設備の耐用年数)をベースにして年数を考える方がよい。

(スケジュールについて)

- ・手続きスケジュールも事業スケジュールも大変きつい。正式な募集開始より少しでも早目の情報開示、資料提供が必要。
- ・他事例の経験から、センターについては改修工事のみで1年以上とすべき。

(センターについて)

- ・劣化度診断判定のみでは、センター躯体そのものの劣化度がわからない。コンクリート・コア抜き試験(以下「コア試験」という。)がされているのであれば詳細データをいただきたい。
- ・現行料金(県外大人宿泊3,140円/日)は安すぎる。上限額の引き上げが必要。
- ・直近2～3年の最大宿泊人数/日を上限として収容人数を設定してはどうか。

(森公園について)

- ・Park-PFIエリアの物販店舗について、出来るだけ幅広く認められることを望む。
- ・新サッカースタジアムとの連携イベント実施など、民間同士で行うことも考えられる。

(コロナ禍影響について)

- ・以前の合宿のような1部屋に大人数の宿泊という使い方は今後見込めないのではないか。
- ・不可抗力事案にかかる事業者の損害に対しては、リスク分担上、県負担とすべき。

4 今後のスケジュール

令和3年4月に実施方針および要求水準書(案)を公表後、一連の事業者選定手続きを経て、令和3年12月(予定)に契約締結を行い、令和4年9月(予定)に森公園内に新たに整備されるサッカースタジアムに合わせて、一部施設を先行リニューアルオープン^{※1}します。

その後、センターの改修工事を行い、令和6年度4月～9月に全館リニューアルオープンし、令和22年度末まで両施設を一体的に運営管理します。

また、両施設の設置条例について、事業者選定や事業実施手続きを定める規程の改正を予定しています。

※1 リニューアルオープン

「第1期」:森公園 Park-PFI 指定エリアにおいて、令和4年9月(サッカースタジアムと同時期)、カフェ等の飲食物販店舗や、教育研修に関する野外体験施設をイメージした複数の民間提案施設を予定しています。

「第2期」:センター全館のリニューアルオープンを、令和6年度4月～9月に予定しています。(リニューアルオープン予定時期については、アドバイザー事業者が実施するコア試験結果をふまえて決定する予定です。)

PFI法ほかの手続きスケジュールおよび事業スケジュールについて、現時点では次のとおり予定をしています。

時期	主な内容
令和3年 3月	・実施方針の策定見通しの公表、現地説明会の開催
4月	・実施方針および要求水準書（案）の公表 ・民間事業者からの実施方針等に関する質問意見の受付、回答
6月	・特定事業の選定、公表 ◎条例改正案[事業者選定委員会の設置（両施設）、公募設置管理制度の追加（公園）]、予算（債務負担行為）案の提出
7月	・第1回事業者選定委員会（入札公告時公表資料、審査基準等の審議） ・入札説明書および要求水準書の公表（事業者募集）
9月	・入札書および提案書の提出締切 ・第2回事業者選定委員会（提案書類に関する議論、検討）
10月	◎事業者選定過程の報告 ・第3回事業者選定委員会（プレゼンテーション審査、落札候補者の選定） ・第4回事業者選定委員会（審査講評）
11月	◎条例改正案[利用料金等の改正（センター）]、事業契約締結案、指定管理者の指定議案の提出
12月	・事業契約の締結
令和4年 9月	・Park-PFI エリアリニューアルオープン（第1期）
令和6年 4月～9月	・センターリニューアルオープン（第2期）
令和23年 3月末まで	・両施設の一体運営

鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業にかかる実施方針（案）
 および要求水準書（案）の概要について

1 実施方針（案）

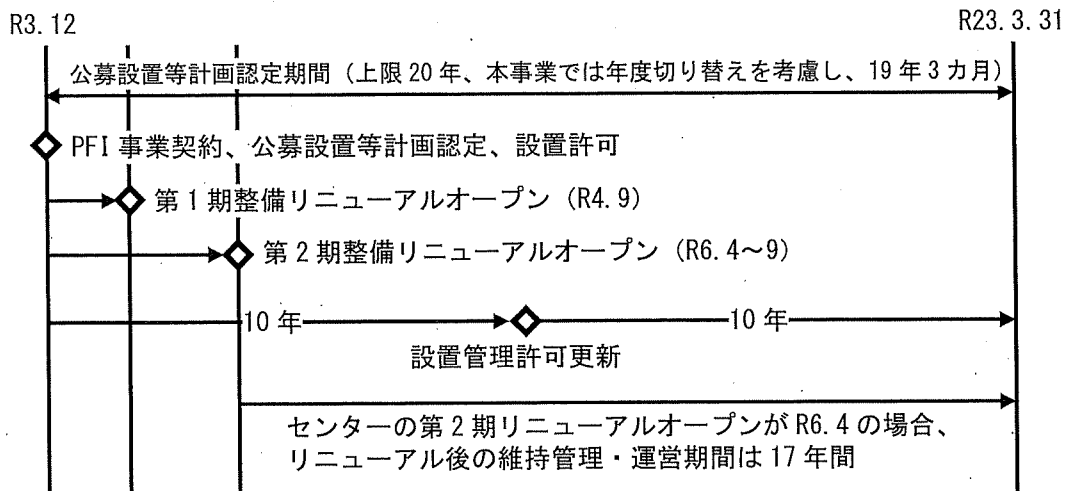
(1) 意義

PFI法第5条の規定に基づき、事業実施に関する県の考え方を示すものであり、民間事業者の事業参画等にかかる検討が容易になるよう、事業内容、スケジュール、業務範囲、リスク分担、選定要件等の方針を示すものです。

(2) 概要

No.	項目	内容
1	現施設概要	①対象施設：県立鈴鹿青少年センターおよび県営鈴鹿青少年の森 ②敷地面積：センター 20,070 m ² 、森公園 約 513,000 m ² （重複 約 11,000 m ² ） ③延床面積：6,404 m ² （センター） 建築面積：3,587 m ² （センター） ④宿泊定員：368名（センター）
2	事業方式	<ul style="list-style-type: none"> ・センター：PFI-RO (Rehabilitate Operate) 方式 ※民間事業者が、既存施設の改修にかかる設計・工事を行った後、運営・維持管理を行うPFI法上の事業方式（施設所有権は県のまま） ・森公園：公募設置管理許可制度（いわゆる「Park-PFI制度」） ※公園利用者の利便向上に資する飲食店や売店などの施設を設置するとともに、同施設からの収益を活用して公園施設の一部を整備・維持管理する民間事業者を公募する都市公園法の制度 ・両施設とも「指定管理者制度」を併用
3	事業期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業契約の締結：令和3年12月締結を予定 ・リニューアルオープン（第1期）：令和4年9月予定 ※1 ※森公園内 Park-PFI エリア内の施設 ・リニューアルオープン（第2期）：令和6年4月～9月 ※センター宿泊サービスの開始 ・事業期間：事業契約締結日～令和23年3月31日（19年3か月） ※Park-PFI制度は、事業認可日から上限20年以内（制度上限） ※センターは、令和6年4月から運営開始の場合、最大17年間の運営管理期間となる。 <p>※1 森公園に新設されるサッカースタジアムとの同時オープンを想定。</p>

4	業務範囲	両施設の整備運営に係る以下の業務 ①設計・建設業務 ②開業準備業務 ③運營業務 ④維持管理業務
5	事業者の収入	①特定公園施設整備費用 ②PFI事業サービス購入料（③以外） ③指定管理料 ④利用料金収入 ⑤その他飲食物販等の事業収入
6	リスク分担	・設計、建設、運営、維持管理の各段階における主なリスク分担。 ※リスクの種類、内容および分担については、今後決定。 〔 許認可リスク、債務不履行リスク、改修工事リスク、開業遅延リスク、需要変動リスク、情報流出リスク、施設瑕疵リスク、不可抗力リスク、等 〕
7	事業者選定スケジュール案	令和3年4月 実施方針および要求水準書（案）の公表 7月 入札説明書および要求水準書の公表 9月 入札書および提案書類の受付 10月 落札候補者の選定 12月 事業契約の締結
8	その他	その他、主な項目は以下のとおり。 ※事業者募集と選定にかかる方法や手続き、入札参加者資格要件、落札要件および欠格要件等 ※施設の立地、建築物の諸データ等



2 要求水準書（案）

(1) 意義

要求水準書は、本事業において県が要求する施設整備および運営サービスの最低水準を示した資料であり、民間の自由提案や創意工夫を引き出しながらも、県のコンセプトを実現するため、県が民間に求める具体的な指針となるものです。

今後、さらに民間事業者との意見交換等を行いながら、7月に予定する入札公告に向け、作成を進めていきます。

(2) 概要

ア コンセプト（両施設）

青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間をめざします。

イ 設計・建設に関する要求水準（主にセンター）

【共通】

- ・建設後35年以上経過しているセンターについて、施設劣化度調査およびコア試験の結果、劣化が進んでいると指摘された施設箇所や設備について改修を行う。
- ・緊急を要する箇所については、リニューアルオープンに向けて必須の改修を求め、その他の箇所については事業者の提案により、事業期間内において大規模修繕を必要としないよう、修繕・更新、維持管理を行うことを要求する。

※各種調査、検査結果（優先度含む）は別途示す。

※各部屋またはスペース等の規模については、基本利用定員を別途示す。

【宿泊サービス棟】（宿泊室、レストラン、ラウンジ、大小浴場等）

- ・宿泊定員は280名以上とすること。
- ・3F宿泊室を少人数化し、多世代、多目的（企業研修、学生合宿、家族旅行など）で利用できる形態に整備すること。
- ・ユニバーサルデザインの7原則や、各種関連法令の遵守、各種基準・指針に準拠すること。

【管理研修棟】（研修室、視聴覚室、事務室等）

- ・各種研修室は、森公園との一体利用や、新しいニーズに対応できる利便性の高いリニューアルを行うことも可能。

【総合研修館棟】（500人の集会が可能な体育館的施設）

- ・事業者の想定する利用団体や利用用途に応じ、多目的に活用できる施設としてリニューアルを行うこと。
- ・森公園との一体的な利用に配慮したリニューアルとすること。
- ・日帰りの利用者に対し、心身の健康や各種スポーツへの関心を引き出すような新規機能・サービスを付加すること。

【野外施設】（芝生広場等）

- ・中庭である芝生広場“集いの広場”は、屋内空間との一体性を高め、より多目的に活用できるよう季節や利用者属性・ニーズに合わせ、事業者提案により整備を行うこと。
- ・利用者にとってわかりやすいサイン等を整備すること。

ウ 開業準備に関する要求水準（特徴的なものを記載）

- ・円滑な開業となるよう、必要な従業員研修、マニュアルの整備等を行うこと。
- ・両施設の HP を整備・管理するとともに、利用促進に資する広報・PR 活動を行うこと。

エ 運営に関する要求水準（特徴的なものを記載）

- ・研修や体験活動等を目的とした個人、家族、学校、企業、各種団体等の利用を基本とする。ただし、これらの利用者の各種活動に影響を与えない範囲で、宿泊のみを目的とした利用を可能とする。
- ・自然体験、文化体験、多世代が集うようなイベント開催のほか、周辺施設と連携した多様な体験プログラムを自主事業として実施することが望ましい。
- ・両施設の利用促進やサービス向上を図るために、事業者自らが企画運営する自主事業を独立採算で実施することを可能とする。
- ・予約調整はわかりやすく、利用しやすい予約システムを構築すること。またキャッシュレス決済にも対応すること。

オ 維持管理に関する要求水準（特徴的なものを記載）

- ・センターにおいては、事業期間内において大規模修繕を必要としないよう、予防保全型の維持管理を行うこと。

3 県立高等学校生徒募集定員の策定について

1 募集定員策定の基本的な考え方

県立高等学校生徒募集定員は、教育の機会均等、多様な選択肢の確保等を考慮しながら、次の要素をふまえて総合的に判断し、策定しています。

- ① 中学校卒業見込み人数
- ② 高校進学率
- ③ 県内外への流入流出による県内高校への歩留まり率（流出入率）
- ④ 公私立高校の役割分担
- ⑤ 各高校の入学状況
- ⑥ 公私立高校の収容力
- ⑦ 県立高等学校活性化計画の推進

2 募集定員策定のスケジュール

(1) 募集定員総数の策定

募集定員総数は、公私立高校の教育上の諸課題についての相互理解を図ることを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定し、6月中旬に公表しています。

① 5月中旬

第1回公私協において、前年度の中学校卒業者の進路状況および県立高校と私立高校の入学状況等について検証します。

② 5月下旬

ア 5月1日に在籍する中学校3年生の生徒数をもとに、翌春の県内中学校卒業見込み人数を算出します。

イ 県内中学校卒業見込み人数に全日制計画進学率を乗じて、全日制高校進学見込み人数を算出します。

※全日制計画進学率

毎年12月に実施している「中学校卒業予定者進路希望状況調査」における全日制高校への進学希望者の割合の5年間の平均値

ウ 全日制高校進学見込み人数に流出入率を乗じて、県内全日制高校入学見込み人数を算出します。

※流出入率

県内の公私立全日制高校への入学者数（県外からの入学者数を含む）を、県内中学校から公私立全日制高校への進学者数（県外への進学者数を含む）で割った値の5年間の平均値

③ 5月下旬から6月上旬

第2回公私協において、県内全日制高校入学見込み人数に対する県立高校と私立高校の募集定員総数について協議します。

④ 6月上旬

第2回公私協での協議をふまえ、教育委員会定例会において、県立高校の募集定員総数を審議し決定します。

⑤ 6月中旬

県立高校の募集定員総数を教育警察常任委員会に報告し、公表します。

(2) 各高校の募集定員の策定

教育委員会定例会において、各県立高校の入学定員案について審議・決定し、公表します。

各高校の募集定員の公表の時期は、中学生が自らの進路について考える時間を十分にとることができるように、夏休み前の7月上旬としています。

3 令和4年度の県内全日制高校入学者の現時点での見込み

(1) 令和4年3月の県内中学校卒業見込み人数

令和2年5月1日の在籍生徒数から算出すると、前年より430人多い16,211人と予測しています。この人数は令和3年5月1日の在籍生徒数をもとに改めて算出します。

(2) 全日制計画進学率

令和2年12月に実施した「中学校卒業予定者進路希望状況調査」における全日制高校への進学希望者の割合は90.0%であり、最近5年間の平均は前年より0.4ポイント低下して、90.6%となります。

(3) 流出入率

令和3年度の入学および進学者数が確定した後に、改めて算出します。

(4) 県内全日制高校入学見込み人数

$$16,211 \text{ 人} \times 90.6\% \times 98.4\% = 14,452 \text{ 人}$$

(中学校卒業見込み人数) (全日制計画進学率) (流出入率)

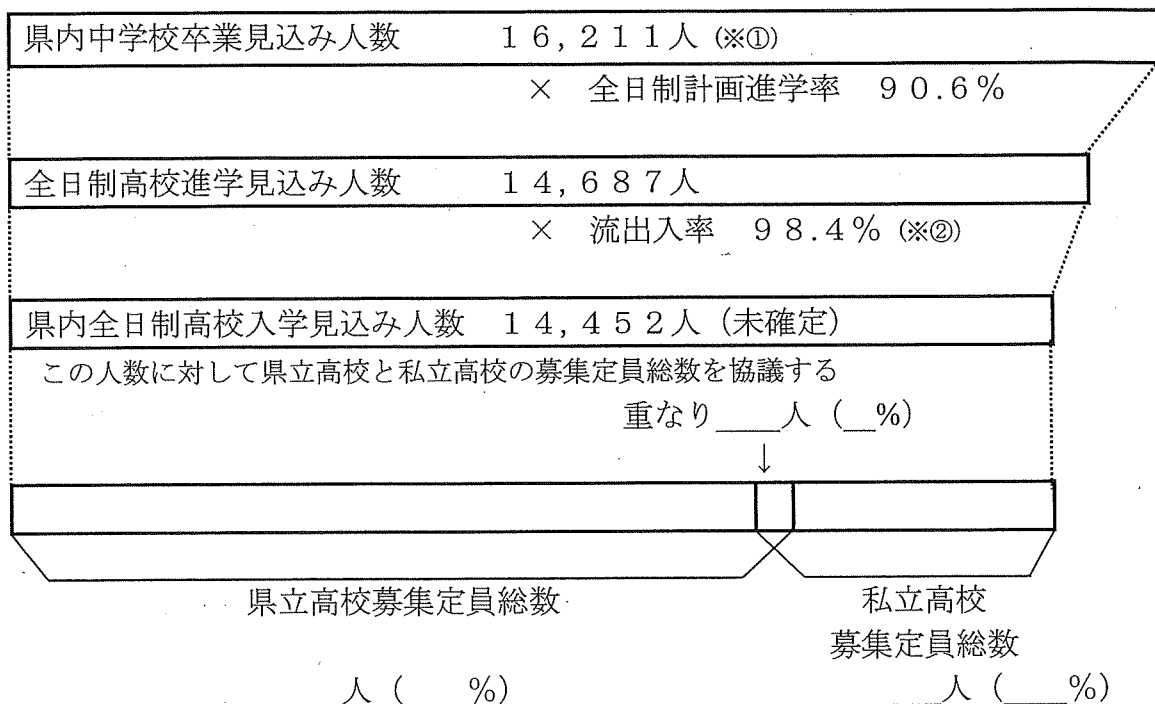
	令和3年3月	令和4年3月	増減
県内中学校卒業見込み人数	15,781人	16,211人	+430
×全日制計画進学率	×91.0%	×90.6%	▲0.4
全日制高校進学見込み人数	14,361人	14,687人	+326
×流出入率	×99.1%	×98.4%	▲0.7
県内全日制高校入学見込み人数	14,232人	14,452人	+220

※流出入率：令和3年度の算定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内から他県への進学者数が減少する場合に備え、県内での進学先を保障できるよう、例年とは異なり、過去10年間で県外全日制高校への進学者が最小(336人)であった平成22年3月卒業生の流出入率99.1%を用いることとしました。令和3年度入学者選抜の日程がすべて終了した後に値が確定するため、ここでは、従前の方法で算出した令和3年度の数値98.4%を使用しています。

(5) 県立高校と私立高校の募集定員総数について

令和3年5月1日の在籍生徒数に基づいて改めて算出する県内全日制高校入学見込み人数に対して、公私協における協議を経て、県立高校と私立高校の募集定員総数を策定します。

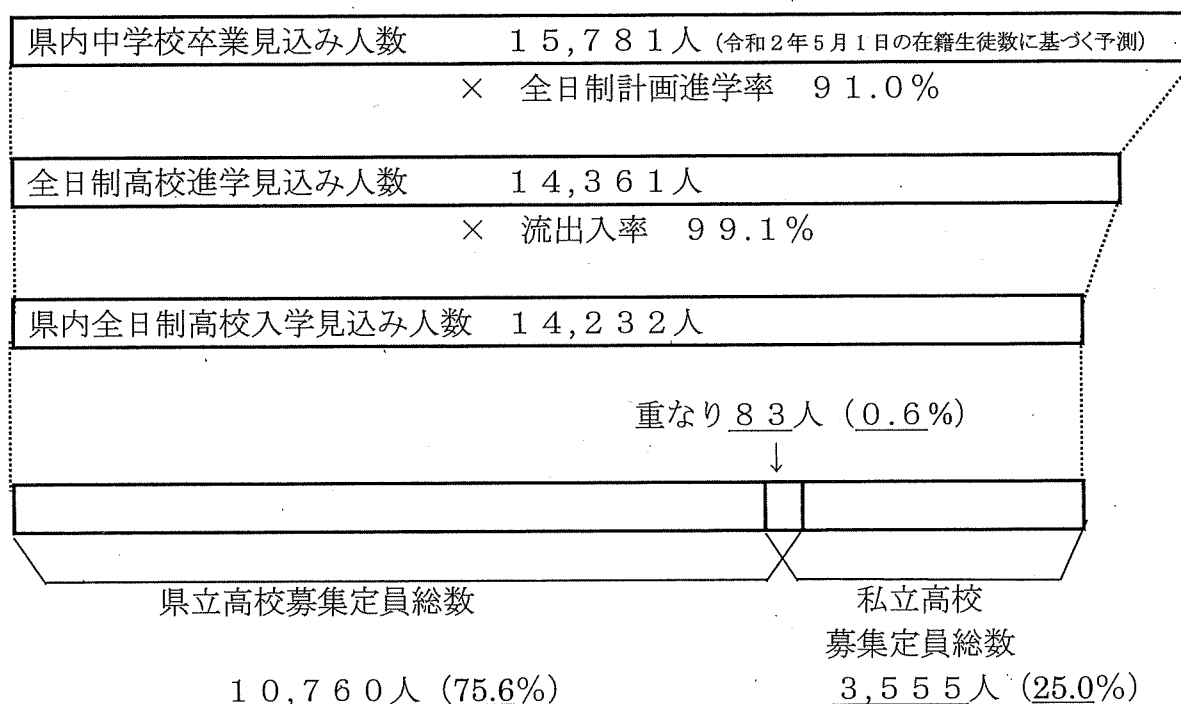
令和4年度の募集定員総数の策定



※① 令和3年5月1日の在籍生徒数に基づいて改めて算出しますが、ここでは令和2年5月1日の在籍生徒数で算出した数値を使用しています。

※② 令和3年度の入学者選抜がすべて終了した後に確定するため、ここでは従前の方法で算出した前年の数値と同じものを使用しています。

1 令和3年度の募集定員総数の策定



2 県立高校と私立高校の募集定員総数、県内全日制高校入学見込み人数に対する比率

	平成31(令和元)年度		令和2年度		令和3年度	
	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)
県立高校	11,720	77.0	11,400	76.8	10,760	75.6
私立高校	3,570	23.5	3,570	24.0	3,555	25.0

※ 県内私立高校には、青山(旧日生学園第二)高校、愛農学園農業高校を含んでいません。

3 県立高校の学科(普通科・専門学科・総合学科)別募集定員と割合

	平成31(令和元)年度		令和2年度		令和3年度	
	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)
普通科	7,080	60.4	6,920	60.7	6,535	60.7
専門学科	3,720	31.7	3,640	31.9	3,385	31.5
総合学科	920	7.8	840	7.4	840	7.8

※ 割合(%)は、四捨五入値で表示しています。

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

参考3

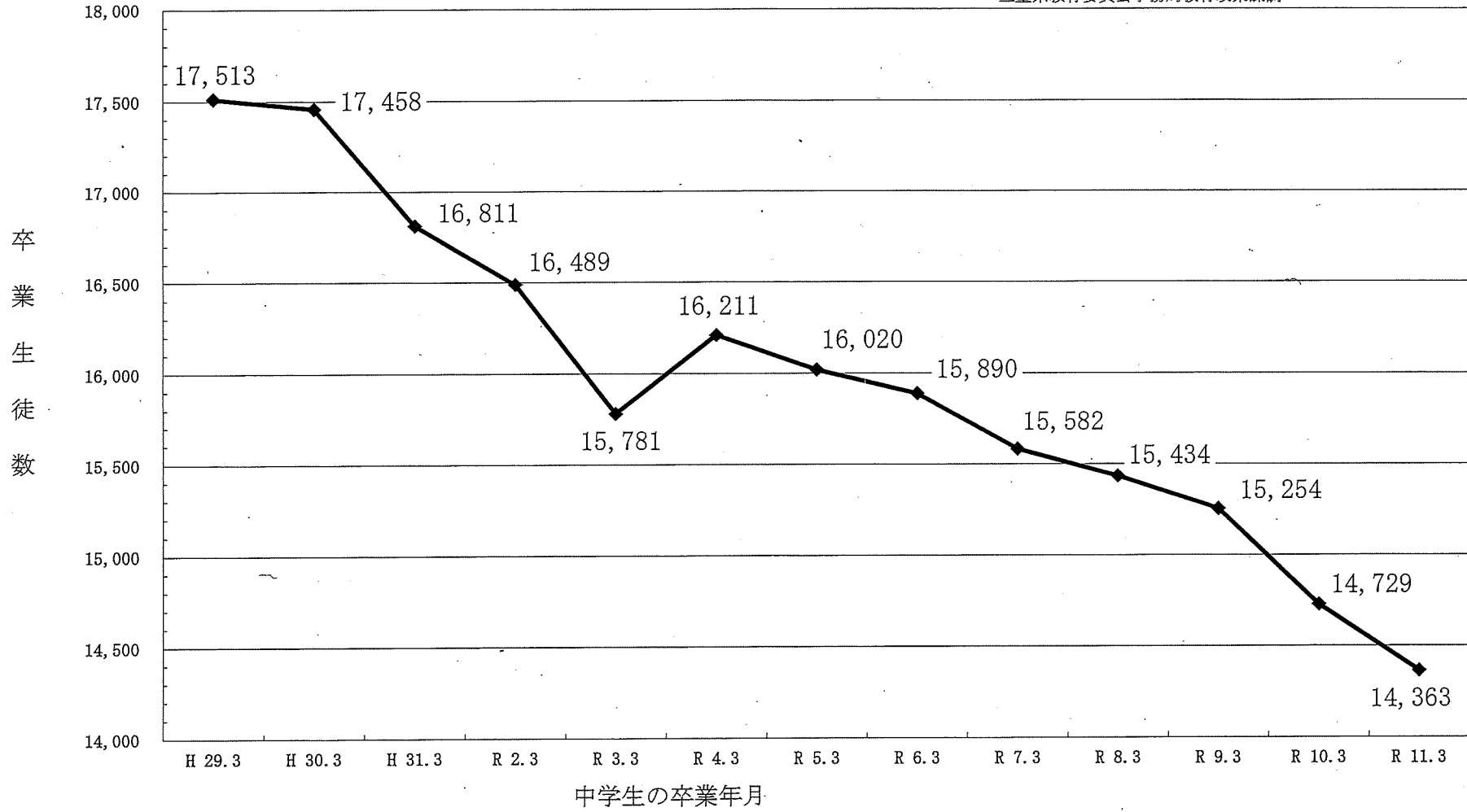
令和2年5月1日 教育政策課調べ

		H 29.3 卒業	H 30.3 卒業	H 31.3 卒業	R 2.3 卒業	R 3.3 現中3	R 4.3 現中2	R 5.3 現中1	R 6.3 現小6	R 7.3 現小5	R 8.3 現小4	R 9.3 現小3	R 10.3 現小2	R 11.3 現小1
桑名	卒業生数	2,127	2,021	2,048	1,986	1,945	1,971	1,983	1,944	1,980	1,906	1,941	1,855	1,834
	前年度対比		-106	27	-62	-41	26	12	-39	36	-74	35	-86	-21
	R2.3対比					-41	-15	-3	-42	-6	-80	-45	-131	-152
四日市	卒業生数	3,837	3,844	3,637	3,578	3,422	3,629	3,429	3,473	3,427	3,517	3,356	3,355	3,249
	前年度対比		7	-207	-59	-156	207	-200	44	-46	90	-161	-1	-106
	R2.3対比					-156	51	-149	-105	-151	-61	-222	-223	-329
小計	卒業生数	5,964	5,865	5,685	5,564	5,367	5,600	5,412	5,417	5,407	5,423	5,297	5,210	5,083
	前年度対比		-99	-180	-121	-197	233	-188	5	-10	16	-126	-87	-127
	R2.3対比					-197	36	-152	-147	-157	-141	-267	-354	-481
鈴鹿	卒業生数	2,495	2,553	2,458	2,416	2,258	2,418	2,234	2,437	2,268	2,216	2,231	2,092	2,123
	前年度対比		58	-95	-42	-158	160	-184	203	-169	-52	15	-139	31
	R2.3対比					-158	2	-182	21	-148	-200	-185	-324	-293
津	卒業生数	2,657	2,684	2,614	2,686	2,585	2,516	2,644	2,625	2,502	2,507	2,440	2,395	2,347
	前年度対比		27	-70	72	-101	-69	128	-19	-123	5	-67	-45	-48
	R2.3対比					-101	-170	-42	-61	-184	-179	-246	-291	-339
伊賀	卒業生数	1,530	1,549	1,503	1,449	1,425	1,436	1,374	1,385	1,362	1,327	1,349	1,303	1,257
	前年度対比		19	-46	-54	-24	11	-62	11	-23	-35	22	-46	-46
	R2.3対比					-24	-13	-75	-64	-87	-122	-100	-146	-192
小計	卒業生数	6,682	6,786	6,575	6,551	6,268	6,370	6,252	6,447	6,132	6,050	6,020	5,790	5,727
	前年度対比		104	-211	-24	-283	102	-118	195	-315	-82	-30	-230	-63
	R2.3対比					-283	-181	-299	-104	-419	-501	-531	-761	-824
松阪	卒業生数	1,986	2,003	1,931	1,924	1,806	1,846	1,945	1,816	1,857	1,799	1,761	1,732	1,559
	前年度対比		17	-72	-7	-118	40	99	-129	41	-58	-38	-29	-173
	R2.3対比					-118	-78	21	-108	-67	-125	-163	-192	-365
伊勢	卒業生数	2,263	2,192	2,079	1,966	1,825	1,879	1,927	1,737	1,766	1,725	1,745	1,599	1,573
	前年度対比		-71	-113	-113	-141	54	48	-190	29	-41	20	-146	-26
	R2.3対比					-141	-87	-39	-229	-200	-241	-221	-367	-393
尾鷲	卒業生数	279	281	237	228	241	248	219	213	192	197	200	160	167
	前年度対比		2	-44	-9	13	7	-29	-6	-21	5	3	-40	7
	R2.3対比					13	20	-9	-15	-36	-31	-28	-68	-61
熊野	卒業生数	339	331	304	256	274	268	265	260	228	240	231	238	254
	前年度対比		-8	-27	-48	18	-6	-3	-5	-32	12	-9	7	16
	R2.3対比					18	12	9	4	-28	-16	-25	-18	-2
小計	卒業生数	4,867	4,807	4,551	4,374	4,146	4,241	4,356	4,026	4,043	3,961	3,937	3,729	3,553
	前年度対比		-60	-256	-177	-228	95	115	-330	17	-82	-24	-208	-176
	R2.3対比					-228	-133	-18	-348	-331	-413	-437	-645	-821
県内合計	卒業生数	17,513	17,458	16,811	16,489	15,781	16,211	16,020	15,890	15,582	15,434	15,254	14,729	14,363
	前年度対比		-55	-647	-322	-708	430	-191	-130	-308	-148	-180	-525	-366
	R2.3対比					-708	-278	-469	-599	-907	-1,055	-1,235	-1,760	-2,126

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

参考 4

令和2年5月1日調査
三重県教育委員会事務局教育政策課調べ



4 県立高等学校の活性化について

1 「県立高等学校活性化計画」の推進と次期計画の策定

県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」（計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間。以下、「計画」という。）に基づき、新しい時代を生きる子どもたちに必要な力や社会とつながり貢献する力の育成に取り組むとともに、生徒一人ひとりに応じた多様な教育や地域で学び地域を活かす教育を推進しています。

現計画は令和3年度末までを計画期間としていることから、今年度から、三重県教育改革推進会議（以下、「推進会議」という。）において、次期計画についての審議を始めているところです。

次期計画の策定に向けては、社会情勢の大きな変化とともに生徒数の減少が進行している状況等をふまえながら、地域産業界や教育・文化等の分野、県立高等学校OBなどさまざまなバックボーンや経験を持つ方々から、これまでのご自身の経験をふまえ、将来を生きていく高校生にどのような学びが必要か、そのために高等学校はどのようにあるべきかなど、望ましい学校規模と配置を含めた多様な観点・角度からの意見をいただけるよう、「県立高等学校みらいのあり方検討委員会」（以下、「みらい委員会」という。）を推進会議のもとに設置して、議論を進めています。

また、伊賀・伊勢志摩・紀南の各地域に設置した地域協議会においても、地域の声を丁寧に聞き取るとともに、教育に関する国の動向やみらい委員会の協議内容を共有しながら、今後の地域の高等学校教育や県立高等学校のあり方等についての協議を継続しています。

2 みらい委員会での検討状況

(1) 開催日および協議テーマ

開催時期	テーマ
第1回（10月13日）	・新たな時代における本県の高等学校教育のあり方について
第2回（12月1日）	・県立高等学校の課題と協議テーマ ・新たな時代に対応した高等学校教育の推進①
第3回（1月5日）	・新たな時代に対応した高等学校教育の推進② ・全ての高校生を誰一人取り残さない教育環境づくり
第4回（2月4日）	・これからの学びに対応した学科・課程のあり方
第5回（3月15日）	・これからの社会の変化と県立高等学校の学びに対応した社会性・人間性の育成 ・県立高等学校の規模と配置①
第6回（3月26日） 開催予定	・県立高等学校の規模と配置②
第7回（4月） 開催予定	・協議のまとめ

(2) 主な意見

① 新たな時代における本県の高等学校教育のあり方について（第1回）

- ・ 物事を考えて解決するための方法を体験的に学べるようにすることが必要である。
- ・ 何回失敗しても、何度もチャレンジできるようにすることが必要である。
- ・ 一人ひとりの教員が画一化した教え方に陥ることなく、生徒の興味や関心を引き出し、個別最適な学びが実現していけるようにすることが必要である。

② 新たな時代に対応した高等学校教育の推進（第2回、第3回）

<実社会とつながった学びの推進>

- ・ 普通科も含め全ての高等学校で、企業と関わった探究活動を進めていければよい。
- ・ 企業やNPOなど外部の力を活用し、学校だけでなく、地域全体で子どもたちを支えていく考え方や感覚が必要ではないか。

<個別最適な学びの推進>

- ・ 個別最適化には技術革新を効果的に活用していくことが必要であるが、活用にあたっては、教員が適切にサポートやコーディネートできる存在になる必要がある。
- ・ 生徒は自分に興味のあること、目的に合うことであれば自ら学習を進めていく。よって教員は、生徒の興味・関心を醸成するとともに、生徒がやりたいことを自ら学び、自分に応じた学び方で学んでいける学習環境や支援体制を整備すべきである。

③ 全ての高校生を誰一人取り残さない教育環境づくり（第3回）

<外国人生徒への支援>

- ・ 外国人生徒への単位修得や学習面での支援として、柔軟なカリキュラムを示すとともに、例えば、拠点校を中心にオンライン等を使って子どもたちが学びやすい環境の整備を行うなどの仕組みづくりを行ってほしい。
- ・ 外国籍の子どもたちは定時制高校に行っている割合が高く、生徒数が少ないことで教員からの手厚いサポートを受けながら学べるという利点もあるが、外国人の子どもにも日本人の子どもと同様に、定時制以外の学校においても、授業についていけるよう柔軟な支援体制を整えることも必要である。

<不登校生徒への支援>

- ・ 価値観の多様化を認めることで、自分はこのに居てもよいと感じられるようにすることが大切である。
- ・ 朝は元気がないような子でも登校しやすいよう、様々な背景の子どもたちに対応できるフレキシブルな学校があるとよい。

④ これからの学びに対応した学科・課程のあり方（第4回）

- ・ 全国的に少子化が進み高等学校の小規模化が進む中、今後、高等学校の統廃合は避けられない。
- ・ ある程度の規模がないと望ましい学びは実現できない。その際は、学びの多様性があり、学びのニーズに応えていける総合学科を大きくしていくことも考えられる。
- ・ 自宅に近い地域で学べる環境を維持するという点で、都市部ではないところにも県立高校を残しておくとともに、こうした高校においては地域との連携という部分で特色を出していくという形がよいのではないか。

- ・ 現状、県立の定時制・通信制高等学校はいずれも定員の充足率が非常に低いですが、今後は、生徒の少ない定時制・通信制を再編し、生徒のニーズに応じたより柔軟な対応ができる通信制高校をつくる必要があるのではないか。
- ・ 6次産業化などこれからの時代の産業構造に対応するためには、農業・工業・商業の各学科について学科の特性は担保しながらも、それらを一体的に学べる学校が必要である。こうした農・工・商学科の一体化・相互乗り入れの学びの形態は、専門学科の小規模化を解決していくための有効なアプローチにもなる。

(3) 今後の進め方

令和3年3月と4月に委員会を開催し、出された意見等を取りまとめます。

3 各地域協議会での検討状況

(1) 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会

当地域における1学年2学級以下の小規模4校5校舎（鳥羽、志摩、水産、南伊勢〈度会校舎、南勢校舎〉）での地域と連携した学習活動等の取組や、当地域における中学校卒業者の減少予測等県立高等学校を取り巻く現状や課題をふまえながら、目指すべき高等学校教育およびこれからの当地域における県立高等学校のあり方等について協議を行いました。

ア 開催日

第1回 令和2年9月17日 第2回 令和3年2月16日

イ 主な意見

<これからの高校生に育みたい力について>

- ・ 新学習指導要領にある「生きる力」および三重県教育ビジョンにある「生き抜く力」が、各校に共通する育みたい力であると言える。職業学科設置校においては、「社会の一員として働ける力」や「一生学び続ける向上心」を養うことが大切である。
- ・ 地域への愛着心を育ててもらいたい。卒業後に一度地元を離れても、いつか地元に戻ってきたいという思いを育てることが大切である。

<地域の県立高等学校のあり方について>

- ・ 地域の高等学校は、活性化に取り組んで魅力ある学校づくりを進めており、それぞれの高校には多様な個性や幅広い学力に対応するなど、それぞれが果たす役割や存在価値がある。
- ・ 地域の小規模校は、地域の活性化にも貢献しており、地域にはなくてはならない存在である。40人以下の学級編成やICT機器の活用などの工夫をすることによって、小規模校の維持・存続を図ってほしい。
- ・ 活性化の取組により小規模校の魅力が向上していることは理解できるが、地域の中学生がさらに減少していく中で、地元中学から地域の小規模校への進学率が低いまま伸び悩んでいることを考えると、現実的には再編統合を進めていく必要がある。
- ・ 伊勢市内の専門学科設置3校は、来年度には全て1学年4学級規模となるが、専門学科の学びは魅力も高く地域の未来にとっても必要不可欠なものであり、学科の専門性や部活動・学校行事等における社会性の育成を考えると、これ以上の小規模化はすべきでないことから、伊勢市内の専門学科設置校の再編・統合を検討すべきである。

- ・ 高等学校は次世代を育てる地域の核として重要であり、将来地域に戻って地域を支える人材を育てる場所でもあるため、地域の小規模校だけでなく、伊勢市内の高等学校においても地域を題材として探究に取り組む学習が大切である。
- ・ 当地域の高等学校の再編統合を検討していく際には、今までの枠組みや考え方にとらわれずに新しい発想のもと、配置や教育内容を深く考えて決めていくべきである。

ウ 今後の進め方

本年度の協議で出された意見をふまえ、中学校卒業生数の減少が続くことをみすえた地域の県立高等学校の今後のあり方について、さらに協議を進めます。

(2) 伊賀地域高等学校活性化推進協議会

当地域における中学校卒業生数の減少予測や中学生の学習ニーズ、進路希望状況等県立高等学校を取り巻く状況をふまえ、これからの高校生に育みたい力や当地域の県立高等学校の規模と配置を含めた今後のあり方等について協議を行い、令和元年度以降に出された意見を「協議のまとめ」として取りまとめました。

ア 開催日

第1回 令和2年9月14日 第2回 令和2年10月29日
第3回 令和2年12月11日 第4回 令和3年2月24日

イ 主な意見

<これからの高校生に育みたい力について>

- ・ 企業や社会で良好なコミュニケーションをとるためには、自分で考えそれを表現する力が欠かせない。加えて、ICTなどの新しい技術を使いこなす力も求められる。
- ・ 「自立する力」と「共生する力」が大切であると感じており、課題を解決する力や情報を活用する力、コミュニケーション力を育む教育を進めたい。

<地域の中学生の状況、学習ニーズについて>

- ・ 伊賀市では、通信制高等学校へ進学する子どもたちは比較的少ないが、それは地域の県立高等学校が多様な生徒を幅広く受け入れ、きめ細かく指導しているからではないか。

<地域の県立高等学校の規模と配置について>

- ・ 「誰ひとり取り残さない」という視点から多様な選択肢を提供するには、当面は5校を維持することが望ましい。
- ・ 5校を維持することが望ましいが、学校規模が小さくなるため各高等学校の活気が損なわれることへの心配も拭えない。
- ・ 多様な学びを求めて地域外の通信制高等学校などへ一定数の子どもたちが進学する状況があるが、地域に昼間定時制の高等学校があれば、そういったニーズにも地域内で対応できる。
- ・ 外国籍の子どもたちは、日本語を一定習得してから過年度で高等学校へ進学したり、昼間に日本語教室で日本語を勉強し夜間定時制で学んだりする生徒が一定数いることから、夜間定時制は必要である。
- ・ 生徒数の減少を客観的に判断すれば、近い将来において4校での再編は避けられない。その際は、その学校の学びや果たしている役割、良さをどう引き継いでいくかを議論することが大切である。

- ・ 不登校傾向の生徒など学校に通いにくい生徒が当地域内で学べるよう、自分で学びをデザインできる通信制課程のサテライト校を設けてはどうか。
- ・ 学級減で生徒減に対応し続けている間に、各校の小規模化が進んで魅力が低減し、地域外への流出が更に進み、再編することすら困難になってしまうことも懸念される。

< 「令和元・2年度の協議のまとめ」 要旨（当地域における県立高等学校のあり方について） >

- 当地域においては、今後も中学校卒業生数の減少が予測され、令和8年度末（令和9年3月）までには、令和3年度末（令和4年3月）に比べ、伊賀地域北部で2学級（80人）程度の定員減が見込まれる。
- このような中においても、子どもたちの幅広い学習ニーズに対応し、多様な進路希望の実現のためにできる限り多くの選択肢を確保する観点から、当面の間、現在の5校を維持することが望ましい。その場合、北部の高校において定員減を行う必要があるとともに、生徒数が減少していく中で、現状のままの学習内容を維持することは難しいことから、伊賀地域全体を見通した学習内容の検討を行う必要がある。
- 令和9年度からの3年間で、中学校卒業生数がさらに90人程度減少することが予測されており、従前のおり学級減で対応すると、各校の小規模化が一層進行し、活性化や魅力の維持向上が困難となる。このことから、現在の5校を再編する場合は、令和7年度頃までにその方向性を明らかにする必要がある。
- 不登校傾向の子どもたちや特別な支援を必要とする子どもたち、日本語の習得を要する外国にルーツのある子どもたちなど、多様な学習ニーズに応える新しいタイプの学校の設置に関しては、当地域の夜間定時制課程が果たしている役割を考慮しつつ、昼間定時制課程の併置を含めた定時制課程のあり方を検討する必要がある。
- 以上をふまえ、当協議会において次期計画期間中（令和4年度から8年度までの5年間）に当地域の県立高校のあり方について協議を進めるとともに、県教育委員会に具体的な検討を進めるように求める。

ウ 今後の進め方

当地域の中学校卒業生数の減少、進路希望や入学者選抜の状況、および本年度にとりまとめる「協議のまとめ」をふまえながら、不登校生徒等多様な生徒の学習ニーズへの対応や全日制高等学校の再編を含めた具体的な検討を進めます。

(3) 紀南地域高等学校活性化推進協議会

当地域における中学校卒業生数の減少予測や子どもたちの進路動向等県立高等学校を取り巻く状況をふまえ、これからの高校生に育みたい力や当地域における県立高等学校の今後のあり方、木本・紀南両校の活性化に向けた取組等について、協議を行いました。

ア 開催日

- 第1回 令和2年9月23日
- 第2回 令和3年3月24日（開催予定）

イ 主な意見

- ・ 生徒の減少による学級減の結果、教員が減り、部活動を指導する顧問が不足し、希望する生徒がいても廃部せざるを得なくなっている。部活動が学校と地域をつなげる大切な架け橋となるよう、教育委員会が必要に応じて外部指導者を確保して欲しい。

- ・ 当地域の高校生はいろいろな職業に接することが少ないため、職業が多様であるという情報が得られるような教育活動の推進が望まれる。
- ・ 地域に生徒を定着させるには、産学が連携し、今までと違った観点で子どもたちを育てていくべきである。国がGIGAスクール構想を進めているが、通信環境が整っていない家庭も多い。情報ネットワークを整え、ICTの使い方を学ぶことで2校がうまく連携することができれば、小規模となったとしても2校のまま存続していける可能性はある。
- ・ 木本・紀南両校には、これからもより一層特色化・魅力化に取り組んでいただくとともに、その内容について議論していきたい。

ウ 今後の進め方

本年度の協議をふまえ、地域の県立高等学校の活性化や今後のあり方についてさらに協議を進めます。

4 今後の予定

令和3年度は、各地域協議会におけるそれぞれの地域の県立高等学校のあり方に係る意見や、みらい委員会における県立高等学校活性化に向けた方策および目指すべき方向性についての意見を推進会議における審議に活かしながら、次期計画を策定します。

5 不祥事根絶に向けた対応策について

1 不祥事の根絶と信頼回復

教職員による相次ぐ不祥事や不適切な発言により児童生徒を著しく傷つけ、公教育への信頼を大きく失っていることから、県教育委員会では、外部の方や関係者の意見もふまえ、県教育委員会事務局や県立学校の組織運営および教職員の意識に係る根本的な課題を洗い出し、不祥事根絶に向けた対応策をとりまとめました。

今後、これらの取組を実施し、不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組みます。

2 組織運営に係る課題

(1) 県教育委員会の組織運営における課題

- ・ 不祥事やいじめの重大事態など、危機管理事案が生じた際、その初動、進捗管理、各課の連携、学校への指導・助言において、組織的な対応が十分にできなかったり、これまでの経験が生かせなかったりするケースがあります。
- ・ 県教育委員会から学校への情報の伝え方や伝える内容、タイミングにも課題があり、教職員の心に響く情報が十分に提供できていません。
- ・ 県教育委員会が不祥事の根絶と信頼回復に総合的に継続して取り組むための体制の整備が必要です。

(2) 県立学校の組織運営における課題

- ・ 学校に求められる役割が増大する中で、学校は校長・教頭・事務長の管理職と多くの教職員という「なべぶた型」の組織体制であるため、学校のマネジメントと教職員の服務管理の大部分を校長一人に委ねています。
- ・ 学校の組織体制が十分に機能せず、学校の方針や国・県の施策が、一人ひとりの教職員にまで行き届かずに、その趣旨が徹底されていないケースがあります。
- ・ 校長がリーダーシップを発揮して組織運営できるよう支援が必要です。

3 教職員の職務と課題

(職務遂行上の課題)

- ・ 教職員は、教科指導や学級担任、生活指導、部活指導、捉え方によってはこれらを総合した人間としての生き方・あり方までを担いますが、学校の方針や研修、管理職の指導助言を受けながら、実際の指導方法は自ら創意工夫をして、一人ひとりが責任感を持って遂行しています。
- ・ こうした職務の特徴や多忙な状況も相まって、周囲の教職員の指導や子どもへの関わり方が不適切な場合に注意やアドバイスをしたり、課題が生じた際に積極的に支え合ったりする意識が弱いケースが見受けられます。
- ・ 教育現場にも影響があるような社会の変化や、学校教育に関わりのある国や県の施策の動向について、県教育委員会の伝え方が不十分な点もあり、教職員の関心が低い場合があります。

(児童生徒の関わり方と課題)

- ・ 子どもたちは教職員と関わる時間が長く、その言葉や態度も含め教職員から受ける影響は非常に大きい。
- ・ このため、子どもたちの気持ちを常に思いやり、一人ひとりの個性を尊重できる人間性、信頼される指導力、コミュニケーション力などが重要であり、教職員は研修機関による研修や校内研修、自己啓発などを通じて資質を高めています。
- ・ 場合によっては毅然とした指導を要する場面があることも相まって、教える側と教えられる側という児童生徒との絶対的な関係性を、当然の上下の関係性と捉えてしまい、子どもが権利の主体であるとの認識が希薄な教職員もいます。このような教職員が不適切な言動を行い、自分の言動が子どもたちの人権を侵害していることに気づいていないケースがあります。

(今後に向けて)

- ・ 学校における教育活動は、児童生徒や保護者との信頼関係の上に成り立っています。
- ・ 今回失った信頼を取り戻すため、引き続き高い使命感と誇りをもった教育活動を実践するとともに、教育に携わるすべての者が不祥事根絶を「自分事」として捉え行動に移すことができる仕組みを、県教育委員会と各学校で整え、校長のリーダーシップのもと、コンプライアンスの徹底された職場としていく必要があります。

4 対応策

対応策①

県教育委員会事務局に「三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会」を設置し、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策・取組を検討・策定するとともに、学校の取組を支援

○構成

- ・ 教職員担当次長、教職員課長、高校教育課長、特別支援教育課長、小中学校教育課長、生徒指導課長、保健体育課長、研修推進課長、教育総務課長

○取組

- ・ 教職員向けのコンプライアンス・ハンドブックの策定（令和3年度上半期）
- ・ 管理職向けの危機対応マニュアルの策定（令和3年度中）
- ・ 校内研修で活用する研修題材の作成
- ・ 学校の取組の確認と支援、優良事例の普及
- ・ 教育に係る国や県の施策・取組を教職員に効果的に伝える方策の検討・実施
- ・ 個別課題の検討

○運営

- ・ 年7回（4、6、7、9、11、1、3月）の定例開催のほか、課題に応じ随時開催します。
- ・ 外部の意見を反映するため、課題に応じて、弁護士、臨床心理士、精神科医、保護者代表などから、推進委員会への参加や意見聴取により助言を受け、取組に反映します。

対応策②

各県立学校に「学校信頼向上委員会」を設置し、教職員が中心となって取組を検討し、「信頼される学校であるための行動計画」に位置づけ推進

○趣旨

- ・児童生徒と直接接する教職員がこれまでの指導や取組での問題や足りない点、皆で推進すべき点を管理職とともに徹底的に考え、学校として何をすべきか検討することを通じ、取組の必要性とその内容を主体的に捉え、自分事として率先して取り組みます。

○委員会の構成

- ・委員会は、多様な教職員と管理職により構成することとし、コンプライアンス向上について教職員が主体的に課題と対応のための方策を考える組織とします。

○委員会での協議項目

- ・児童生徒への関わり方（意識や言動に問題はないか～相手の立場、人権意識、ハラスメント等）
- ・教職員同士の関係性（孤立感や悩み、支え合い・高め合い、無関心等）
- ・上記2点をふまえた、各学校での信頼向上、不祥事根絶の具体的取組

○教職員以外の意見の反映

- ・外部の視点を取り入れるため、PTA役員や学校関係者評価委員などとの意見交換等を実施します。
- ・生徒会や保護者会等から日常の学校の教育活動の受け止め方、意見を確認します。

○年間の進め方

- ・令和3年度は、委員会で、県全体の課題に加えて各学校の課題を明らかにし、改善のための年間の取組計画を5月中に取りまとめ、「信頼される学校であるための行動計画」に反映させます。その後、年間を通じて、校内研修等の企画運営や、新たに生じる課題への対応を協議し、職員全体の取組をリードします。
- ・学校で10月に中間評価、2月に期末評価を実施し、次年度の取組に反映します。
- ・県教育委員会は、副教育長・次長（地区担当制）と校長との面談時（期首、中間、期末）に取組状況を確認し、優良な取組は他校にも還流し、取組の不足には助言を行います。

対応策③

講師の研修の見直し

○総合教育センターの研修

- ・臨時的任用講師については、総合教育センター主催の研修を3年に1回は必ず受講します。日程が合わない場合はオンラインにより受講します。
- ・オンデマンド用の題材（服務規律）を新規に作成します。
- ・受講後に研修シートを作成し、所属長に提出します。

○各学校での研修

- ・学校で年度当初に、臨時的任用講師や非常勤講師に「講師研修ノート」を配布し、校長が教員としての心構え、講師の服務等について研修します。
- ・校長は、総合教育センターの研修受講状況も確認し、必要な研修について助言します。(校内外で受講した研修内容や履歴等が把握できるように「講師研修ノート」の内容を見直し)

対応策④

教職員によるセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等の被害にかかる児童生徒へのアンケートを実施

○セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等の被害について、児童生徒へのアンケートを実施

- ・体罰の実態を把握するために実施している児童生徒へのアンケートに合わせて、教職員によるセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等についてのアンケート調査も実施し、被害を把握するとともに、その対応を行います。

対応策⑤

県立学校長のマネジメントをサポートするため、副教育長・次長（地区担当制）によるサポートや学校経営アドバイザーの積極的な支援に加え、主幹教諭の配置を拡充

○副教育長・次長（地区担当制）によるサポート

- ・副教育長・次長（地区担当制）による校長面談（期首、中間、期末）において、各校長の主要課題を聴き取り、関係課や学校経営アドバイザーとも共有・連携するとともに、課題によっては顧問弁護士の具体的な助言も受け、解決・改善に向けて継続的に支援します。

○学校経営アドバイザーによる支援

- ・新任校長や継続的な課題を有する校長について、学校訪問を継続的に行い、傾聴しながら校長OBとしての助言などの支援を実施します。

○主幹教諭の配置の拡充

- ・校長、教頭の業務を補佐する主幹教諭について、教頭が1名の学校への配置を推進します。(令和2年度21人⇒令和5年度30人)

○校長、学校あてのメールの削減

- ・校長や学校あてのメールを削減するため、学校への調査、照会の必要性や時期、期限を精査します。
- ・通知等のメールについても必要性を検討するとともに、簡略化やわかりやすさを検討します。

6 特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン(第二期)」(案)について

1 第二期プランの概要

(1) 計画の策定

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、平成28年3月に策定した特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン」(以下「プラン」という。)が、今年度で最終年度を迎えることから、新たな計画として第二期プランを策定します。

(2) 計画の対象

県立学校の教職員、小中学校の県費負担教職員、県教育委員会事務局職員

(3) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2 第二期プランの目標【計画 P3】

職業生活に関する機会の提供(以下「機会の提供」という。)に関する目標と、職業生活と家庭生活の両立のための勤務環境の整備(以下「勤務環境の整備」という。)に関する目標を、それぞれ次のとおり定めます。

(1) 管理職における女性職員の割合 30%

※現行プランでは目標20%、現状値(令和2年5月1日時点)22.3%

(2) 職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数 15日

※第二期プランで新たに設定、現状値(令和元年度)12.1日

3 女性活躍の現状と課題【計画 P4】

現状値や令和2年12月に小中学校および県立学校の教職員と県教育委員会事務局職員を対象に実施したアンケートの結果等により、県教育委員会における女性活躍の現状や課題を把握・分析しました。主な課題等は以下のとおりです。

(1) 機会の提供に関する現状と課題

令和2年度の新規採用教員における女性の割合は、51.0%となっていますが、教員採用選考試験申込者における女性の割合は、40.8%で減少傾向にあることから、より積極的な広報が必要です。

令和2年度の女性管理職の割合は、県教育委員会全体で22.3%となっており、現行プランの目標を達成しましたが、公立学校においては、小学校の29.5%に対して、中学校で11.4%、県立学校で13.1%となっており、校種によって差があることから、中学校および県立学校において、積極的な登用を図る必要があります。

(2) 勤務環境の整備に関する現状と課題

令和元年度の年次有給休暇の平均取得日数は12.1日で、近年はほぼ横ばいのまま推移しており、時間外勤務（時間外労働）時間についても、役職によっては月45時間を超えている状況が見受けられることから、長時間勤務を是正し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組の強化が必要です。

令和元年度の男性職員の妻の出産および育児参加のための休暇の取得率は、県立学校で69.9%、県教育委員会事務局では100%となっており、一定取得が進んでいますが、男性職員の育児休業の取得率は、全体で4.1%にとどまっていることから、男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の強化が必要です。

4 具体的な取組【計画 P14】

(1) 機会の提供（採用・配置・育成・登用）

- ・教員採用選考試験の実施方法や応募要件等の継続的な見直し
- ・主幹教諭・指導教諭への登用等による、組織のマネジメントや職員の指導・育成等についての知識や能力を習得するための機会の提供
- ・所属長による育児休業等の取得計画や職場復帰後の支援等についての早期面談の実施、および育児や介護など職員の状況に配慮した業務の割り振り
- ・女性職員の意欲と能力を重視した管理職への積極的な登用、および校種にとられない女性職員の管理職選考試験の受験促進等についての市町教育委員会への働きかけ

(2) 勤務環境の整備

- ・更なる業務の削減・見直しや行事の精選、学校および教員が担う業務の明確化・適正化
- ・ICTを活用した業務の効率化と優良な取組事例の共有
- ・部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の積極的な配置
- ・育児休業に伴う代替職員の確保のための任期付職員の採用
- ・男性職員の育児休業等の取得促進に向けた検討チームの設置および対応策の検討・実施
- ・令和2年に策定した「ハラスメントの防止等に関する基本方針」の周知徹底

5 今後の予定

常任委員会の意見もふまえ、今年度中に策定を行い、各所属および職員へ周知を図ります。

7 少人数指導の検証と今後の取組について

1 少人数指導の検証

- ・ 県教育委員会では、少人数指導のより効果的な指導方法を検証するため、平成28年度から、対象学年・教科や指導形態（ティーム・ティーチング（以下「TT」という。）、習熟度別指導）を設定した実践推進校を指定し、研究・検証を進めてきました。
- ・ 平成30年度から少人数指導の加配配置校において、小学校算数、中学校数学の少人数指導に取り組む学年については、その70%で習熟度別指導を実施し、学力の向上・定着に取り組んできました。
- ・ 学習内容の定着に係る効果は、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックを活用し、検証を進めました。
- ・ 国語・理科のTTでは、教員2人の役割分担が明確で、子どもの学習状況をふまえた指導がよく行われている学校でより高い効果が見られました。
- ・ 算数では、TTよりも習熟度別指導でより高い効果が見られました。習熟度別指導では、基礎コースの中で段階的に理解させる指導や具体物を用いて量感を培う学習活動をよく行っている学校で、発展コースの中で算数・数学用語を用いて自分の考えを説明する学習活動をよく行っている学校において、より高い効果が見られました。
- ・ これらの取組については、毎年、実践事例として「効果的な少人数指導推進ガイドブック」に取りまとめ、各学校へ周知しています。

2 今後の取組

(1) 外部人材の拡充等による子どもと向き合う時間の確保

- ・ 令和3年度についても、少人数指導の加配配置校については、小学校算数、中学校数学の少人数指導に取り組む学年において、引き続きその70%で習熟度別指導に取り組んでいきますが、これまでの実践推進校における効果的な少人数指導の実践研究が一定進んだことから、加配の配置を一部見直すことにより、通級指導教室の増設、外国人児童生徒の支援を行う巡回相談員や小学校英語対応非常勤を増員し、児童生徒へのきめ細かな指導を行います。
- ・ いじめへの対応や不登校児童生徒の支援のため、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の学校への配置・派遣時間を拡充し、不安や悩みを抱える児童生徒一人ひとりに応じ、福祉や医療機関等とも連携した支援を充実します。

- ・ SCを教育支援センター（17か所）へ新たに配置し、専門的見地からの支援や相談を行うとともに、モデルとなる教育支援センター（3か所）には、SCに加えSSWを配置し、訪問型支援にも取り組みます。
- ・ SCやSSWの資格を有する者が限られる中で、児童生徒の日常の悩みやストレスに対応する教育相談員を中学校、高校に配置します。
- ・ これら人材の配置と拡充により、教員と児童生徒の向き合う時間を確保していきます。

（2）ICTを活用した教育の推進

①モデル校における実践研究

- ・ 「ICT活用推進モデル校」（以下「モデル校」という。）を指定し、算数・数学の習熟度別指導の中でICTを活用しながら以下の取組を実践し、どうすれば理解が深まるのか、学習意欲が高まるのかについて検証します。
 - 画像や動画など視覚的でわかりやすい教材を活用しながら指導・支援を行うこと
 - 他の児童生徒の考えを学習端末上でリアルタイムに共有して、自分の考えを広げたり深めたりする学習活動を行うこと
 - CBT（Computer Based Testing）ワークシートを活用して、一人ひとりの習熟の程度に応じた学習内容の理解・定着を図る学習活動を行うこと
- ・ 小学校5年生と中学校2年生を対象とし、算数・数学の定着状況をみえスタディ・チェックを活用して、モデル校以外の学校と比較します。
- ・ 学習に対する関心・意欲・態度の高まりについて、児童生徒に対するアンケートで確認するとともに、指導に関わった教員へのアンケートやモデル校からの報告を活用し、効果が高まる取組を検証していきます。

②CBTみえスタディ・チェック等の活用による個別最適な学習の実現

- ・ 子どもたちが学習端末を持つこととなる環境を活用し、みえスタディ・チェックをCBT化することにより、実施後すぐに自動採点・集計を行います。
- ・ 問題ごとに県教育委員会が作成したワークシートを予め紐付けし、解答状況に応じたワークシートが自動提供され、子どもたちがタイムラグなく繰り返し学べるとともに、学年を遡って学習できるシステムを構築します。特に、本県の経年的課題であり、各学年の学習内容の積み上げが重要である算数の「割合」「図形」や国語の「読む力・伝える力」については、わからなければ学習内容を遡って学べるCBTワークシートを提供します。
- ・ 学習端末を活用し、一人ひとりに応じた最適な学習環境が実現することで、「できるようになった」達成感を積み重ね、児童生徒の学習意欲の向上を図り、学習内容の理解・定着につなげていきます。

8 県立高等学校におけるICTを活用した学びについて

1 国におけるICT環境整備と活用の方針

(1) これまでの方針

- ・ 新学習指導要領では、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなど、必要な環境を整え、学習活動の充実を図ることが明記されています。
- ・ 文部科学省では、令和4年度からの新学習指導要領の実施を見据え、「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針をふまえ、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」を策定し、学習者用端末の3クラスに1クラス分程度の整備等が掲げられました。
- ・ 令和元年12月に、文部科学省は「GIGAスクール構想」を掲げ、これまでの教育実践とICTを適切に組み合わせることで、教員・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指しています。

(2) 今後の方向

中教審答申(令和3年1月26日)「令和の日本型学校教育の構築を目指して」では、ICTの活用に関する基本的な考え方が、以下のとおり示されています。

- ① 2020年代を通じて実現すべき子どもの学びを支える環境
 - ・ 小学校、中学校、高校での1人1台端末環境の実現や端末の持ち帰り、校内の通信ネットワーク環境の整備、デジタル教科書・教材等の先端技術や教育データを効果的に活用できる環境の整備などにより、全国の学校において、指導・支援の充実、教育政策の改善・充実等がなされる。
- ② 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた基本的な考え方
 - ・ 全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するには、学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠である。
 - ・ ICTの活用を「当たり前」のこととし、児童生徒がICTを「文房具」として自由な発想で活用するための環境整備や授業デザインが重要である。

2 本県における状況

(1) ICT環境の整備状況

- ・ 本県においても、令和2年度から県立学校のICT環境の整備を始めています。ICTを活用した授業を実施(全ての高校の生徒に1日2コマ程度)するため、令和2年度中に、国の整備計画(令和4年度まで)を2年前倒しして、すべての県立学校のICT環境(①無線LAN環境の構築、②電子黒板機能付きプロジェクター、③学習用情報端末)を整備しました。
- ・ 臨時休業時のオンライン教育のため、PCやスマートフォンを所持しない生徒に貸与する端末を整備し、警報時の休校、感染不安で登校できない生徒、不登校・病気療養生徒に活用しました。
- ・ 学びの保障と教育の機会均等の観点から、2月補正予算において、低所得世帯の高校生に貸与するとともに学校で活用する端末を整備します。
- ・ これらの整備により、わかりやすい授業の実現とともに、個別最適な学びや協働的な学びの進展を目指します。

(2) 令和2年度におけるICTを活用した授業の状況

- 各学校でICTスキルの高い教職員による校内研修会が開催され、教職員のICTを活用した授業スキルを向上する取組が進みました。
- 平成28年度の開校に合わせ、先進研究校としてICT環境を整備した名張青峰高校は、ICTを活用した授業実践事例を「学校ICTの活用法」クラウド時代の授業 アイデアブック」にまとめ、各校に配付するなど、本県におけるICT教育を牽引しています。
- 各校でICT環境の整備が進んだことで、ICTスキルを有する教職員を中心に、意見・回答の即時共有や生徒同士で資料・動画を編集し学び合うこと等を通じた効果的な協働学習に加え、紙の教科書では理解しにくい数学の空間図形のイメージや地理歴史の地形、歴史などにおいて、図形表示ソフトや動画、アニメーションを活用する取組が進み、多くの学校でICTを活用した授業実践が広がっています。
- 臨時休業中のオンデマンド型授業では、理解しにくい内容を繰り返し視聴できてよいという声が生徒から寄せられるなど、学びを深めるうえで有効であることが示されました。難易度が高い学習内容やその解答・解説をオンデマンド教材として作成し、生徒に配信するなどの取組を臨時休業解除後も継続している学校もあります。
- 県教育委員会では、教職員がICTを効果的に活用する具体的な方法を学べるよう、次のような取組を行いました。
 - ・ ICT活用の先進的な取組を行っている教員が、授業での実践場面の動画をクラウド上に提供し、教職員間で共有しています。
 - ・ すべての県立高等学校で、「オンライン教育やICTを活用した学びに係る校内研修」を実施しました。
 - ・ 12月に、大学、高校等の職員によるICTを活用した実践事例（国語、数学、地歴・公民、理科、外国語）を普及するオンライン研修会を教科別に実施しました。同研修会には、各学校の教員1名以上が参加し、教科会等で各校の教職員に共有しました。
 - ・ 国語、数学、地歴・公民、理科、外国語、情報、家庭、芸術の各教科において、3～4名の教員がチームを組み、「授業改善パートナーズ」として、ICTを効果的に活用した学びの研究に取り組んでいます。

3 今後の対応

(1) 1人1台端末の整備について

① 1人1台端末の必要性

- ・ 令和3年度の高校での端末の活用は、1日2コマ程度を想定していますが、一人ひとりの特性や学習到達度に応じた指導や生徒が最適な学習を選択する「個別最適な学び」、多様な意見を共有し合意形成していく「協働的な学び」を効果的かつ本格的に進めるには1人1台端末が不可欠であり、今後のデジタル教科書の普及に向けては、一定の大きさの画面を持つ端末が必要となります。
- ・ 令和4年度以降の高等学校入学生は、小中学校で1人1台の環境で学んでおり、高校でも同様の環境にしていく方策を考える必要があります。

② 整備の考え方

- ・ 全国的にも1人1台端末の整備が進んでおり、本県における高校での今後の1人1台端末は、学校だけでなく家庭でも自由に活用できるよう、令和4年度入学生から個人が所有することを基本とします。
- ・ 1人1台端末の環境により、学校の授業での活用に加え、家庭での予習・復習やデジタル教材やアプリによる学習など、学校と家庭の切れ目ない学習環境を構築でき、各生徒の興味・関心や到達度に応じた活用と合わせて、個別最適な学びが実現します。スマートフォン等と同様、日常的に使うことで、今後必要となる情報活用能力も身につけ、学習の成果物や成績など、個人の学習履歴の管理などに加え、卒業後も学習履歴をもとに、継続した学びが可能となります。
- ・ 購入方法については、他県の状況を注視しつつ、学校での一括購入、各家庭での購入等を検討し、より低廉な価格での調達を検討します。
- ・ 破損時の修理代を補填する動産保険への加入等の検討を行います。

(2) 端末の準備が困難な世帯への対応

- ・ 令和2年度2月補正で国の補助金を活用して整備する低所得者世帯の生徒に貸与する端末や、令和2年度中に整備している端末を貸与します。
- ・ 家庭の通信費は、今年度から高校生等奨学給付金が家庭での通信料相当として年間12,000円が給付されることとなっており、対象となる家庭にこの活用について周知します。

(3) 生徒、保護者への説明

- ・ 1人1台端末の整備にあたっては、副教材や実習用物品等を精査するなど、入学時に必要な経費の縮減に向けた見直しを進めます。
- ・ PTA連合会や各校のPTAに対し、1人1台端末の必要性や活用方法、調達について、丁寧な説明を行います。

(4) ICTの学び推進事業の実施

- ・ 令和3年度に県立高等学校3校程度を「ICTの学び推進事業重点モデル校」に指定し、効果的にICTを活用した授業実践研究に取り組み、公開授業を通して成果を普及・還元します。
- ・ 令和2年度に引き続き、ICTを活用した授業実践の動画をクラウド上に提供し、各校の授業改善につなげます。

9 いじめの防止に係る取組について

1 令和2年度の取組

(1) 現状と課題

①いじめの認知

いじめの認知件数 (件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H30
小学校	871	1,766	1,470	2,282	2,365	83
中学校	504	673	600	623	835	212
高等学校	125	158	131	187	230	43
特別支援学校	10	9	18	13	17	4
計	1,510	2,606	2,219	3,105	3,447	342

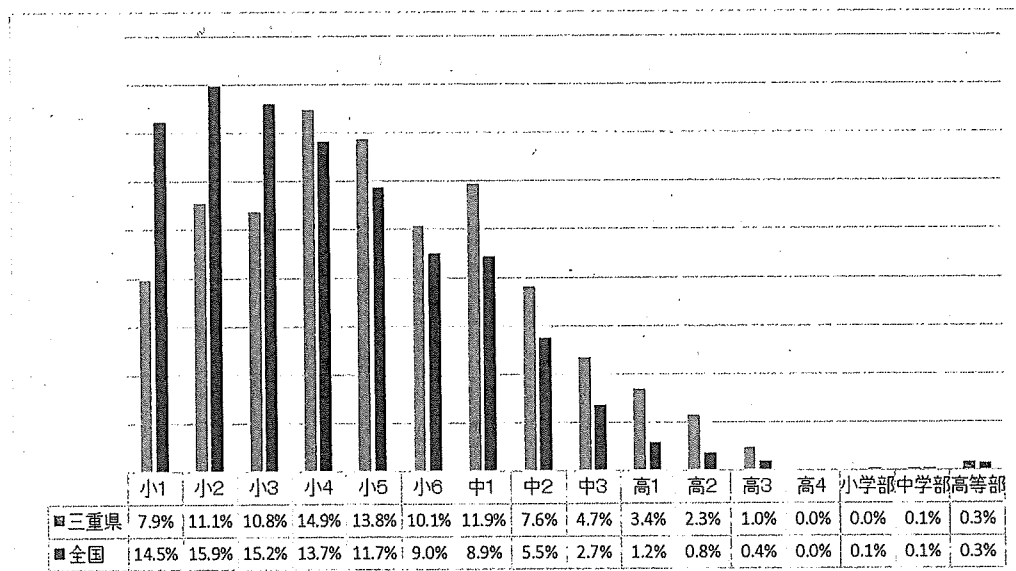
全国および三重県のいじめの解消率 (%)

	H30	R1	R1-H30
三重県 [公立]	78.0	76.6	▲1.4
全国 [国公立]	84.3	83.2	▲1.1

令和元年度はいじめの認知件数は3,447件(公立のみ)で、平成30年度と比較すると342件増加しています。1,000人あたりの認知件数を全国と比較すると、全国平均46.5件(国公立)に対し、三重県は19.3件(公立のみ)となっています。

いじめの解消率は、76.6%(令和2年3月末現在)となっていますが、「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学省:平成29年3月改定)により、いじめの解消は被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとなったため、次年度6月末の解消状況を調査したところ、いじめの解消率は95.3%となっています。

三重県と全国の学年別いじめ認知件数構成比(令和元年度)



県が全国に比べ1,000人あたりの認知件数が少ない状況について校種別に見ると、特に小学校の低学年で、その傾向が顕著となっています。

②組織的な対応

児童生徒の間で起こる小さな出来事が、重大事態に至ったケースがあります。いじめ重大事態の中には、初期段階の対応が不十分であったり、いじめ事案そのものが児童生徒のアンケート調査などでも把握できていないものもありました。

いじめと疑われる事案に対して、特定の教員が抱え込み、他の教員と情報共有しなかった結果、初期対応が遅れ重大事態になってしまったケースや、学校が事案を把握後、関係生徒への聴き取り等による事実関係の把握までに時間を要するケースがたびたび起こっています。また、県教育委員会がこのような学校での対応状況を十分に把握できていなかったことから、学校への具体的な指導が遅れることとなったケースもありました。

(2) いじめ防止の取組

① いじめの認知

いじめとして認知すべき事案を個々の教職員が正しく認知し、学校で組織的な対応ができるようにするため、「学校におけるいじめの認知基準チェックリスト」を昨年度作成し、今年度新たな事例を追加しました。さらに、今年度は、学級担任等が早期にいじめを発見できるよう、いじめられている生徒の具体的な状態を示した「いじめ早期発見のための気づきリスト」を作成しました。

アンケートについては、これまで「いじめ」の有無を直接問う形でしたが、今年度からは、「いじめ」という言葉を使わず、児童生徒が困っていることや嫌な思いをしたという事実について具体的な例を示し、ある・ないで回答できる形式としました。

② 組織的な対応

いじめおよびいじめの重大事態への対応について、迅速に調査を進めるため、「いじめの把握と初期対応」および「いじめの重大事態発生時の対応」に係るフローチャートを作成し、その中に、対応すべき項目と実施期限の目安を提示して各県立学校に周知しました。また、本年1月から「いじめ事案に係る対応進捗確認シート」を活用し県教育委員会が対応の進捗管理を行っています。

③ 11月いじめ防止強化月間の主な取組

県では、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年4月と11月をいじめ防止強化月間としています。

(ア) 三重県いじめ防止応援サポーターの主な取組

いじめ防止応援サポーターの方には、それぞれの特性を活かした下記のような主体的な取組を実施していただいています。

- ・ピンクのシャツや小物を身につけることで、いじめ反対の意思表示をした。
(旅館業 他)
- ・店舗や事務所等への啓発ポスターの掲示および事業者、団体のホームページ上でいじめの防止に係る活動の報告や啓発を行っている。(小売業 他)
- ・学習塾校舎内に独自の「いじめ防止7か条」を作成、掲示し、子どもや保護者への啓発を行っている。(学習塾)
- ・施設内の子どもたちが見える場所に「いじめ防止応援サポーター」のステッカーを掲示することにより、子どもたちや職員への意識付けを行っている。
(児童養護施設)
- ・学童の子どもたちといじめについて考えたり、高校生と「誹謗中傷は何故

起こるのか」等をテーマにしたブレスト方式での対話を実施した。

(NPO法人)

- ・イベント等で参加者へのピンクシャツ運動の周知や協力要請を行っている。
(子育て支援団体)
- ・日頃から施設内の子どもたちとの会話を大事にしているが、特に聞くことを重視し、幼稚園や学校等での子どもたちの様子の把握に努めている。
(児童養護施設)
- ・小学校を訪問し、人権教室を開催している。(人権擁護団体)
- ・店頭でフィルタリングサービスの説明の際に、ネットみえ〜るの紹介を行っている。(小売業)

(イ) いじめの防止のための児童生徒の主体的な取組(11月いじめ防止強化月間)

《亀山市小学校》

児童会が、ピンクシャツ運動の由来等について各学年に周知しました。それを受けて、「いじめをしないためには何ができるか」というテーマで、自分のできることを児童一人ひとりが書き、児童玄関に掲示しました。

《伊賀市小学校》

ピンクシャツデーのことを児童会で発表し、胸元に折り紙で作ったピンクシャツを身につけるような啓発活動を行いました。折り紙で作ったピンクシャツは廊下に置く場所を設け、全校児童が身につけられるようにしました。

《伊勢市中学校》

生徒会執行部で、いじめ防止のためにどのような取組ができるかを考え、スローガンを全校生徒に考えてもらいました。それをもとに、いじめ防止を呼びかけるポスターを作成し校内に掲示しました。この活動を通して、いじめを防止するためにはどのようなことが大切かを考えるきっかけとなりました。

《紀宝町中学校》

文化祭で、手首にはめられる小物を生徒が作成し、ピンクシャツ運動についての説明ビラとともに、来場者に配布しました。文化祭に向けての準備や練習等を通して、いじめについて考える機会となりました。

《菰野高等学校》

11月9日から11日に生徒会役員と教員が、校門において「朝の声かけ運動」の一環として「いじめ、絶対許さない」を記入したティッシュを生徒に配布しました。11日には、生徒・教職員全員にピンクのマスクを配布し、マスクを全員が着用することで一体感を高め、いじめ防止の意識を高めました。

《伊賀つばさ学園》

ピンクシャツウィークを設定し、ピンク色のシャツや小物等を身につけて、いじめ反対の意思表示をしました。各クラスで、「いじめをなくそう」等のメッセージを書いたピンクシャツカードを制作し、掲示しました。

(ウ) 街頭における啓発

津駅(JR・近畿日本鉄道)にて、県教育委員会事務局職員がピンクのTシャツを身につけ啓発を行いました。

(エ) 三重県立図書館との連携

三重県立図書館と連携し、いじめの問題に係る書籍といじめ防止の啓発資料等を県立図書館に展示しました。

④ インターネット上のいじめや新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗・中傷への対応

(ア) ネットパトロール

新型コロナウイルス感染症に係るネットパトロールについては、児童生徒が感染したことや、児童生徒の学校外での活動などに関する書き込みが157件(令和3年2月28日現在)検知されています。リスクレベルは、すべて4段階のうち最も低いリスクレベル低です。157件の中に、いじめにつながるようなものや個人が特定される書き込みはありませんが、新型コロナウイルスの感染者が確認された学校に関する書き込みが多数検知されています。

通常パトロールについては、第1回と第2回の調査では、435件の書き込みが検知されています。そのうち、いじめに関わる書き込みはありませんが、児童生徒自身の個人情報公開しているものや、学校に対する中傷が書き込まれているものが多数検知されています。

(イ) アプリ「ネットみえ〜る」

アプリのダウンロード数は、3,148件(令和3年2月28日現在)となっています。投稿数は242件ありますが、そのうち、いじめに関わる投稿は18件です。投稿については、児童生徒の安全の確認、心のケアを最優先に、家庭、学校、市町教育委員会、場合によっては警察等の関係機関と連携して対応します。

⑤ 「子どもSNS相談みえ」

中学生・高校生を対象に、平日の午後5時から午後10時まで、「子どもSNS相談みえ」を年間を通して実施しています。今年度は、SNS相談を英語、中国語、ポルトガル語など27言語に対応しています。

<「子どもSNS相談みえ」の相談件数と相談内容>

(R2は2月28日までの件数、H30とR1の括弧内は2月28日時点の件数)

		H30	R1	R2
相談件数		1,005 (923)	1,014 (944)	710
相談 内容 内訳	友人関係・学校生活	587 (564)	590 (546)	453
	うち「いじめ」	251 (243)	127 (124)	37
	学業進路	35 (31)	55 (50)	39
	家庭	110 (91)	51 (49)	28
その他		273 (237)	318 (299)	190

2 次年度の取組

三重県いじめ防止条例の基本理念をふまえ、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、引き続き、関係機関やいじめ防止応援サポーター等と連携し、いじめ防止に係る機運の醸成を図るとともに、児童生徒が安全・安心に生活できる環境づくりを推進します。

(1) いじめの認知と組織的な対応

いじめの認知と組織的な対応については、これまでの取組の継続のほか、以下のように取組を進めます。

①認知と組織的な対応

学校に対して、いじめ、あるいは、いじめの疑いに関する情報を把握した際には、必要と考えられる情報の収集を直ちに行い詳細に状況把握することや、県教育委員会への報告様式（月報）への記入について、校長会等で周知していきます。また、迅速に調査を進めるため、事案の内容や緊急の度合いにより、学校の進捗状況を確認するタイミングを定め、状況の変化に応じた適切な対応について指導していきます。

②教育相談体制の充実

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の学校への配置・派遣時間を拡充し、不登校やいじめの被害にあったり、不安や悩みを抱える児童生徒一人ひとりに応じ、福祉や医療機関等とも連携した支援を充実します。さらに、必要などころには、訪問型派遣を実施します。

また、生徒が日常の悩みなどを気軽に相談できる「教育相談員」を中学校、県立学校に一校あたり週1回配置します。心理や福祉など専門的な支援が必要な相談については、SCやSSWへつなぎ、生徒が安心して学校生活を送れるよう教育相談体制の充実を図ります。

③市町教育委員会との連携

市町教育委員会に対しては、重大事態に発展する可能性のある事案、あるいは重大事態の事案について市町教育委員会と情報共有し、進捗状況を把握していきます。また、県教育委員会が把握している過去の対応事例も参考にしながら情報共有の際に必要な応じて助言していきます。

(2) いじめ防止強化月間の取組の推進

いじめ防止に向けた活動が進むよう、学校、各市町、事業所等が、いじめ防止強化月間の取組として、4月は以下の取組を推進します。

①児童生徒の主体的な取組

ピンクシャツ運動に取り組むなど、「いじめ反対」に向けた児童生徒の主体的な取組を行います。

②いじめ防止応援サポーターの独自の取組

ピンクシャツ運動に取り組み、「いじめ反対」の意思を目に見える形で示します。また、いじめ防止に向けた独自の取組を行います。

③街頭啓発

いじめ防止応援サポーターと県教育委員会事務局職員が啓発を行います。

④メディアや広報誌、SNSを活用した周知

⑤県庁内での展示

- ・いじめ防止強化月間の周知
- ・いじめ防止応援サポーターの活動の紹介
- ・いじめ防止応援サポーターの登録募集の案内

⑥いじめ防止応援サポーターによるいじめ防止メッセージ等の発信

- ・いじめ防止強化月間の周知や強化月間中のサポーターの取組等について、発信可能なサポーターに依頼します。

⑦県職員によるピンクシャツ運動の推進

- ・強化月間中の毎週水曜日には、ピンクのシャツや小物を身につけます。

(3) いじめ防止応援サポーターの活動の活性化

いじめ防止応援サポーターには、それぞれの特性を活かした主体的な取組を実施していただいています。しかし、サポーターの活動がサポーター任せとなっており、県がその活動状況を十分に把握できていない面があります。それぞれのサポーターの活動状況の把握を報告書の提出だけにとどまるのではなく、いじめ防止強化月間である4月と11月の前にサポーターと連絡を取り、活動状況を把握するとともに、サポーターが活動を進めていく上での課題や県への要望等について聞き取り、今後の取組に活かしていきます。

(4) 紙芝居を活用したいじめ防止の取組

公募で集まった中学生と高校生が、いじめをテーマにした紙芝居を創作し、その過程で、いじめについて考えます。上演を希望する学校には紙芝居を創作した中高生が訪問して読み聞かせを行い、読み聞かせ後は、小学生が紙芝居から感じたことや考えたことを作文にまとめ発表し合うことで、いじめについての理解を深めます。

(5) 専門家との連携による支援

弁護士によるいじめ予防授業をとおして、児童生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育むとともに、学校だけでは解決が困難な事案に対して支援を行います。

(6) インターネットを通じたいじめ対策

インターネットトラブルから子どもたちを守るため、令和3年度も年間を通して、ネットパトロールを実施するとともに、いじめや人権侵害につながるインターネット上の不適切な書き込みを報告できるアプリ「ネットみえ〜る」を運用します。「ネットみえ〜る」については、新たにプッシュ通知機能を追加し、アプリをダウンロードしている方に県からのメッセージを送信することができるようにします。

これまでのネットパトロールで検知された内容や、画像投稿アプリ「ネットみえ〜る」への投稿内容等をふまえ、子どもたちや保護者に携帯電話の不適切利用を含めたインターネット上のトラブルについて、教職員が周知・啓発するための教材を作成します。

(7) SNSを活用した相談

中学生・高校生が、いじめをはじめとする様々な悩みについて多言語で相談・通報できる「子どもSNS相談みえ」を継続して実施します。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなげて対応していきます。

10 今後の部活動について

1 部活動のあり方検討委員会での検討事項と主な意見

県教育委員会では、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保しつつ、部活動における教員の負担軽減を図り、持続可能な部活動のあり方を検証するため、令和2年9月に国が示した令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行の方向性もふまえ、有識者や関係団体の代表者による部活動のあり方検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置し検討してきました。今年度3回開催し、主な意見は次のとおりです。

(1) 外部人材の活用、確保

- ① 市町教育委員会や中学校が配置可能な外部人材を着実に増やしていく必要がある。そのためには、地域で人材リストあるいは人材バンクを充実させ、より広く多くの人に関わる体制を作っていく必要がある。
- ② 市町に有資格指導者の情報がないことも考えられるため、スポーツ協会としては、今後、情報提供の方法を検討していきたい。
- ③ 部活動指導員の人材確保の点から、県立学校では教員免許以外の資格も認めるなど、条件の緩和が必要である。

(2) 部活動の地域移行

- ① 運営団体の確保や平日と休日の一貫指導のための連携・協力体制の構築など、地域移行の課題を学校、教育委員会、地域のスポーツ団体が把握しなくてはいけない。
- ② 総合型地域スポーツクラブ（以下、「クラブ」という。）の指導者の中には、学校と協議しそれぞれの活動内容を調整することで、部活動をクラブへ移行することが可能と考えている方もいる。部活動の教育的意義やガイドラインをふまえ、地域や学校の状況に応じ、可能な種目から地域移行していくことが現実的である。
- ③ 県内に60余のクラブがあり、それぞれ規模や運営方法などが異なるため、一律に部活動の地域移行に対応することは難しい。それぞれの地域の状況に応じて丁寧な調整が必要である。

(3) その他

- ① 練習を任せられる外部指導者が増えていくと良いが、大会やコンクールは生徒が練習の成果を発揮する場であり、教員が今後の指導に生かすためにも、参加できる仕組みを残す必要がある。
- ② 週末の部活動を外部人材に依頼するとしても、大会やコンクールの運営に、これまで支えてきた教員は不可欠ではないか。
- ③ 地元の生徒が通う中学生と、進路選択をして通う高校生では、部活動のあり方について捉え方が異なることに配慮する必要がある。

2 今後の対応

検討委員会の意見をふまえ、本県の持続可能な部活動への方向性を「部活動指導員の外部人材の一層の活用」、「休日の部活動の段階的な地域移行」、「休日の地域部活動指導を希望する教員の兼職兼業による従事」とし、令和3年度はモデル的な取組や枠組の整理を進め、実施にあたっての課題と対応について引き続き検討委員会を開催し協議します。

(1) 部活動指導員の外部人材の一層の活用（部活動指導員配置促進事業）

部活動指導員の活用は、専門的指導による生徒の技能向上および教員の部活動指導時間の短縮や競技経験がない教員の負担軽減につながると考えられることから、令和3年度は部活動指導員を増員します。（令和2年度55人→令和3年度100人）

県立学校に配置する部活動指導員の任用条件については、これまで中学校・高等学校の教員免許保有者としていましたが、令和2年12月から日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格保有者を対象にしました。さらに今後は、技術指導のみを行ってきた運動部活動サポーターの指導経験を有する者のうち、生徒や保護者との信頼関係ができていると校長が認める者を対象とするなど、部活動指導員の確保を促進していきます。

(2) 休日の部活動の段階的な地域移行（地域運動部活動推進事業）

令和5年度からの段階的な実施に向けて、国の事業を活用して、県内市町でモデル校4校（予定）を設定いたします。そのうえで、先行的な実施による実践研究を行うとともに、課題を整理したうえで、市町教育委員会に情報提供するなど、地域移行への取組を進めていきます。

〈主な検討課題〉

- ・教員に代わって休日に専門的な指導を担う地域のスポーツ団体や地域人材の確保およびマッチングする仕組みの構築
- ・平日と休日の指導の連携・協力体制の構築

(3) 休日の地域部活動指導を希望する教員の兼職兼業による従事

令和3年2月に国が示した兼職兼業の考え方をふまえ、市町教育委員会、学校の意見を聞きながら、検討委員会で意見交換を行い、枠組整理を進めます。

【国が示した兼職兼業の考え方】

- ・休日の地域部活動に従事することを希望する教員については、教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することが可能である。なお、教育委員会が許可を行う際には、児童生徒の学びの保障や教員の健康管理の観点等の学校運営に支障がないことも十分留意して判断する。

- ・当該教師の学校における労働時間と地域団体の業務に従事する時間を通算した時間から法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内と見込まれる場合、許可を出さないことが適当である。
- ・教員が、地域部活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはならない。
- ・教員が自校および他校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについては、基本的に想定されていない。

11 三重県総合教育会議の開催状況について

1 令和2年度第5回総合教育会議

- (1) 開催年月日 令和2年12月25日(金)
- (2) 出席者 知事、県教育委員会(教育長、教育委員4名)
- (3) 協議事項 ① 幼児教育について
② 子どもの貧困対策について
③ 特別支援教育について
- (4) 主な意見(○:教育委員会、●:知事)

① 幼児教育について

- 幼児期は学びに向かう力の基礎を培う重要な時期であるので、幼児教育センターを中心に、公立・私立や幼・保・認定こども園といった施設類型の別なく必要な支援を進めてほしい。
- マスクによって、相手の表情から思いを読み解くことが難しくなっており、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼしうることから、対策をしっかりと考えていく必要がある。
- 非認知能力の基礎が培われる幼児期においては五感を通じた体験が非常に重要であることから、幼児教育におけるICT活用にあたっては、導入時期や方法を慎重に考えていく必要がある。
- 小学校入学後の成長や課題を把握することも幼稚園教諭や保育士等の能力向上にとって非常に大切であるが、その時間が取れないという意見がある。例えば、小学校の様子を動画により幼稚園教諭等に提供するなど、幼児教育センターが保幼小の接続をより適切に進めていく方策を検討したい。
幼児教育におけるICTの活用については、次年度から小学校でのICT活用が本格的に始まる中、小学校低学年の状況も見て研究していきたい。
- 特別な支援を必要とする子どもたちや外国につながる子どもたちの幼児教育にもしっかりと対応していくことが必要である。公立・私立に関わらず、さまざまな支援を必要とする子どもやその保護者等にとってより良い教育ができるよう、質の向上に向けた取組を進めていく。

② 子どもの貧困対策について

- 子どもの貧困対策で最も重要なことは、小学校における学力向上である。貧困は子どもの無気力・無関心を生み、それが学力にも影響を与える。子どもたちにやる気を出させていく取組・対策を実行していくことが必要である。
- 塾に通わなくても学力を定着させられるよう、学校においてしっかりと学び、勉強することに興味を持てるようにしてほしい。また、子どもたちに目配り・気配りをし、一人ひとりの状況に対応できる資質を持った教職員の育成も考えていく必要がある。

- 今年度から高等教育の無償化がスタートした。低所得世帯等の子どもたちの学力向上のためには、必要な支援を受けながら大学まで学び続けることができることを、早い段階から子どもたちが知ったうえで、安心して勉強できるようにしていく必要がある。

また、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもたちが夢や将来像を描いて生活していけるよう、教育委員会だけでなく関係部局や関係機関が連携し、幼児教育の段階から有効な取組を進めていくことが重要である。

- 子どもの急な病気等に際して、家族の協力が難しいひとり親家庭の親が働くには、職場の理解・協力が不可欠であり、理解・協力が得られない場合には離職につながることもある。企業への働きかけなどひとり親の就労支援に取り組んでいく必要がある。
- 学力保障については、算数の習熟度別授業の実施、基礎的な学力育成に向けた動画やワークシートの配信など、小学校から子どもたち一人ひとりにあわせた学力定着の取組を進めている。

県においては、次年度から本格的に始まる情報端末を使った学習において、単元別ワークシートの作成・活用などの学習支援を行っていききたい。高校では、生徒自身が、何を、なぜ学ぶのか意識できるよう取組を進めていききたい。

スクールソーシャルワーカーをより活用していただけるよう理解促進を図るとともに、人材の確保や配置の拡充に努めたい。

- 民間団体にも協力いただきながら子どもの居場所づくりの取組を進めているが、民間団体が自ら資金調達しやすくするなど、自立して運営を持続できる支援のあり方を常に考える必要がある。

学力保障については、学校において家庭環境に関わらず全ての子どもたちに学力が定着することが重要であることから、日々、子どもたちの状況をふまえ、また、さまざまな立場の方のご意見も伺いながら取組を進めたい。

③ 特別支援教育について

- 特別支援教育では、子どもを機器にあわせるのではなく、機器が子どもの身体の一部となるよう、子どもにあわせた ICT 活用・発展が望まれる。
- 特別支援学校を卒業する子どもたちの就職にあたっては、一人ひとりの状況にあわせた働き方や設備整備など、企業としっかり意見交換・連携し、障がいのある方々が社会的自立を果たしていけるよう取り組んでほしい。
- 今後、特別支援学校や盲・聾学校等の整備にあたっては、専門家の意見を聞きながら、ICT の活用についても検討を進め、障がいのある児童生徒が能力を発揮でき、卒業後における進路・生活の可能性が拓げられるよう取り組んでいきたい。
- 特別支援学校での ICT を活用した学習やキャリア教育等を進めるにあたっては、その成果や課題を学校・教職員へ共有・横展開していくことが必要である。教育委員会においては、学校・教職員任せにならないよう、より効果的に横展開できる仕組みを検討し、実行する必要がある。また、障がいのある子どもたちの将来の選択肢をより広げられるよう、農業などの一次産業への職場実習を拡大するなど、アンテナを高くして取り組んでほしい。

2 令和2年度第6回総合教育会議

- (1) 開催年月日 令和3年1月19日(火)
- (2) 出席者 知事、県教育委員会(教育長、教育委員4名)
- (3) 協議事項 ① 未来を創造する力の育成について
- (4) 主な意見(○:教育委員会、●:知事)

① 未来を創造する力の育成について

- 生徒にはリアルな経験を通じて考える力を身につけてほしいが、そのためには、教職員が「教える」として生徒の力を「引き出す」ことのメリハリをつけることが大事であり、授業を抜本的に変えていくことが求められている。
- 探究的な学びやSTEAM教育の中で地域課題の解決に取り組むことで、思いやりや支え合い、地域への愛着を育むことができ、高校卒業後に県外に行っても地元に戻ってくるなど関係を持ち続ける人が増えるとよい。普通科の生徒は将来の進路希望を明確に持たないまま進学してくることも多いと思うので、普通科でのキャリア教育の果たす役割は重要である。
- 県内大学の収容力や就職先も限られている中、良い教育をすればするほど子どもたちは進学や就職で県外に行ってしまうのではないか。本県教育が三重県の発展にどれだけ貢献していけるのかという視点で考えると、教育改革を進めると同時に、受けた教育を生かせる場所を県内にどのように創っていくのかという課題がある。
- これからの時代においては、多様な考え方を理解し、価値観の異なる人の意見も聞いて、自分の考えを伝える力が求められる。飛んでいる姿は綺麗だが誰かに引っ張ってもらわないと飛んでいられない「グライダー人間」ではなく、飛び方は下手でも目標へ自走できる「プロペラ人間」を育成することが必要である。そのためには、特に普通科高校において、高校一年生の早い時期に、学ぶ意義や将来の目標について考える時間を持つことが大切である。
- 宇治山田商業高校でSTEAMプログラムの実施前後で用いているコンピテンシー(資質・能力)測定ツール「AiGROW」による各生徒の能力のスコア化は、自分の「現在」を知ることで成長できるという面がある一方で、示された数値を自らに固定的なものと捉えてしまうと、自信ややる気を奪うことにつながってしまう。

子どもたちのやる気を高めていくためには、OECDが「社会を変革し未来を作り上げていくためのコンピテンシー」に掲げている「新たな価値の創造」、「対立やジレンマの克服」といった「目的」的な示し方、例えば、ジレンマを克服するという「目的」を示して、その方策を示さず、そもそも対立を生まないようにしたり、あるいは、調整したり、コミュニケーションをとるなど、目的にたどり着く方法はさまざまある中で、自らその方法を考え到達することが大事である。
- 基礎学力を身に付けることは必要であるが、目的意識を持ちながら学んでいくことが重要である。キャリア教育は、職業学科はもちろん、むしろ普通科にこそ必要であると認識し、時代の変化に伴って、求められる力も変わる中で各学校のキャリア教育計画をブラッシュアップする必要がある。

- 高校の評価のあり方が、大学進学率など近視眼的になっているのではないか。例えば、20、30年後にどれだけ幸せな暮らしをしているかという評価軸も考えられる。今後、評価の考え方も検討していく必要があるのではないか。
- 就職内定率を評価軸としていることも同様に、雇用のミスマッチを生む一因となっているのではないか。大学進学についても、合格は通過点に過ぎないのであって、大学で何をするのかということを生徒が考えていけるよう、教職員が働きかけることが大切である。
- 特に普通科の高校では、学力も高めながらキャリア教育を進めなければならないという大変さがあることから、学校設定科目としてキャリア教育を進めることも手法として考えられる。
- 普通科においてキャリア教育を進めていくにあたっての考え方や手法については、これから研究していく必要がある。

12 審議会等の審議状況について

(令和2年11月20日～令和3年2月16日)

1 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	令和3年1月22日
3 委員	委員長 松浦 直己 副委員長 岩本 彰太郎 委員 池田 和也 他11名(出席者計10名)
4 諮問事項	令和3年度県立特別支援学校就学予定者の障がい実態等調査および学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町教育委員会から提出された幼児および児童生徒個々の障がいの種別や程度等をもとに、県立特別支援学校への就学が適切であるかの判定、学校指定に関する審議を行いました。 審議結果をもとに、県教育委員会に対して、173名の学校指定に関する建議がありました。
6 備考	次回開催予定 令和4年1月頃

2 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	第3回三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和3年2月9日
3 委員	座長 田口 鉄久 委員 花岡 みどり 他5名 (出席者7名)
4 諮問事項	社会教育の推進と地域の教育力向上に向けた県事業の実施計画および実施状況について
5 調査審議結果	<p>第1回および第2回会議での審議概要を報告するとともに、社会教育にかかる国の動き、県の事業の取組概要・課題を説明した後、「コロナ禍における取組の工夫」、「学びを通じた地域課題解決推進事業」の2つのテーマについて委員からご意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】 (コロナ禍における取組の工夫について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい技術(情報通信技術)を活用して事業を行うことは、これからも必要となっていく。 <p>(学びを通じた地域課題解決推進事業について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決は、公民館だけでは難しい。首長部局等とつながり、連携して取組を行っていく必要性について、事例などを紹介しながら伝えていく場が必要である。
6 備考	次回開催予定：令和3年7月

3 三重県教育職員特別免許状授与審査会

1 審議会等の名称	三重県教育職員特別免許状授与審査会
2 開催年月日	令和3年2月16日
3 委員	鶴原 清志 他7名 (出席者8名)
4 諮問事項	特別免許状の授与について
5 調査審議結果	<p>任命権者から推薦のあった特別免許状の教育職員検定申請2件について審査を行った結果、特別免許状を授与することが妥当である旨の意見書が、県教育委員会へ提出されました。</p> <p>※特別免許状制度は、教育職員免許法の規定に基づき、優れた知識や技能を有する社会人に、都道府県教育委員会が免許状を授与するものです。</p>
6 備考	次回開催予定：未定